自由民権運動史上における児島稔

寺崎　修

一　はしがき
二　民権家となるまで
三　民権家として
四　朝鮮改革運動
五　紙幣偽造事件
六　むすび

一　はしがき

児島稔は、自由党関係の暴動事件が多発した明治十年代から二十年代前半の時期にかけて活躍した自由民権運動家である。彼の名前は、自由民権関係の諸文献にしばしば登場することもあって[1]、比較的著名である。しかし、その事跡については、断片的な記述が散見するのみであって、現在までのところ、彼を独立した論考で採りあげた文献としては、わずかに、和田三郎氏の「大江天也翁と児島如洋翁」[2]（大正十年）、および外崎光弘氏の「自由民権運動史（土陽

新聞小歴史）の筆者は大島更造である[3]」（昭和四十九年）の二篇を示しうるにすぎない。

和田氏の論考は、「二人の謀反家とは或事情で特別の御懇意を蒙った」という立場から、二人の人となりを論じた一篇であり、他方、外崎氏のそれは、これまで不明であった児島の経歴を検討するとともに、明治三十二年七月十九日号から七十数回にわたり土陽新聞紙上に連載された「土陽新聞小歴史」の筆者が、児島稔（大島更造）であることを論証しようとした意欲作[4]である。

このように、右の二篇は、いずれも、児島稔を研究する上で、欠くべからざる必読の論考というべきであるが、しかし、彼の生涯は、はなはだ波乱にみちたものであり、これらの論考をもってしてもなお、彼の全体像は、いまだ解明しつくされたとはいいがたい。すなわち、和田氏の論考は、直接、児島稔と面識があるものでなくしては、とうてい知りえない貴重な逸話を含むものであるとはいえ、結局のところ、その当時あいついで死亡した大江卓（大正十年九月十二日没）と児島稔（同年同月十七日没）に対する追悼文の域を出るものではない。また、外崎氏の論考には、特殊な問題をそのテーマとしていることもあって、和田氏の先業を参酌していないなどの欠点がみられ、さらに資料の採集においても、少なからざる遺漏がある。

近年、高知市民図書館から刊行された「高知県人名事典」（昭和四十六年）には、「大島更造」の項目があり、そこには、大町桂月著「伯爵後藤象二郎」（大正三年）より転載された児島稔の肖像写真[5]とともに、彼についての簡略な説明[6]が掲載されている。これをみると、彼の事跡は、ようやく注目されはじめたようにも思われるが、しかし、外崎氏が「彼の経歴については、まとまった文献も伝記もない[7]」と述べられているごとく、彼の伝記については、なお、将来をまたねばならない状況下にあるといっても過言ではない。

本稿は、これまでの明治史研究において、独立した論考で児島稔が採りあげられたことが、ほとんどなかったという状況に鑑み、民権関係の諸文献のほかに、当時、高知県そのほかで発行された新聞の記事、また、現在、国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「無形伯」(8)（大島更造著・筆写本）ならびに「南嶽社主旨」(9)（植木枝盛文書）、そのほか、現在、国立公文書館が所蔵する「自明治十五年至同十七年機密探偵書」(10)一（公文別録）、現在、名古屋高等検察庁が保管する紙幣偽造事件判決書（明治二十七年三月二日判決）、さらには、現在、兵庫県警察本部が所蔵する「福住分署文書」(11)などの新資料を利用し、できる限り詳しく、彼の生涯を辿るとともに、わけても彼の民権家としての活動を解明しようとするものである。

この拙ない小論によって、これまでの自由民権運動家研究の一端が多少なりとも前進するならば、筆者として、望外の倖せである。(12)

(1) 彼の名前がしばしば登場する文献としては、板垣退助「自由党史」・明治四十三年、大町桂月「伯爵後藤象二郎」・大正三年、島崎猪十馬「旧各社事蹟」・昭和十三年、鈴木安蔵「自由民権運動史」・昭和十七年、平尾道雄「立志社と民権運動」・昭和三十一年、家永三郎「植木枝盛研究」・昭和三十五年、高知新聞社「植木枝盛日記」・昭和三十七年、平尾道雄「自由民権の系譜——土佐派の場合——」・昭和四十五年、同「無形板垣退助」・昭和四十九年、などがある。

(2) 和田三郎「大江天也翁と児島如洋翁」・日本及日本人・第八二〇号・大正十年・九一頁以下、第八二一号・同年・九〇頁以下。

(3) 外崎光広「自由民権運動史の筆者は大島更造である」・社会科学論集・高知短期大学研究報告第二八号・昭和四十九年五月・一一二頁以下。

(4) 「土陽新聞小歴史」の筆者を児島稔（大島更造）とする外崎氏の説に対し、筆者は、基本的に同調したい。その理由については、第六節・註4を参照されたい。

(5) 前掲「伯爵後藤象二郎」・五四三頁より転載されたこの肖像写真は、外崎氏の論考の冒頭にも掲載されている。

（6）高知県人名事典編集委員会編「高知県人名事典」・昭和四十六年・六一頁。しかし、同事典の彼の項は、「百万円の紙幣と山陽鉄道の株券を贋造し、事をあげようとしたが露われて十年の禁獄に処せられた」（傍点筆者）と述べるなど、いくつかの誤りがある。

（7）前掲、外崎論文・社会科学論集・一一五頁。

（8）同書は、憲政史編纂会四〇〇字詰原稿用紙三十五枚のペン書きの写本で、その見返しには、「筆写年月　昭和十三年十二月」、「採訪者　鈴木安蔵」と記載されている。しかし、この写本の底本が活字本なのか、稿本なのかは、確認できない。

（9）同「主旨」は、衆議院調査課二五〇字詰原稿用紙六枚のペン書きの写本で、それは、「日本帝国向陽社趣旨書」、「愛国公党規則」などとともに、憲政史編纂会が蒐集した「植木枝盛文書」中に綴られている。

（10）同機密探偵書は、警視庁あるいは内務省をつうじて太政大臣に提出され、各参議に回覧された探偵書類（明治十五年――同十七年）の綴りで、全二冊にまとめられている。

（11）同文書は、昭和三十七年、兵庫県下の篠山警察署福住駐在所の屋根裏から大量に発見された警察文書で、その時期は、明治十五年以降、概ね二十年間におよんでいる（兵庫県警察本部「兵庫県警察史」明治大正編・昭和四十七年・九〇二頁―九〇三頁）。

（12）本稿における年月日は、明治五年以前については太陰暦、六年以降については太陽暦である。また、資料の引用に際しては、適宜句読点を施したほか、漢字については、現在一般に使用されているものに、ㄷ、ㄱなどの合字については、トモ、コトなどに、ㄴ、ゟなどの変体仮名については、ニ、ヨリなどに、それぞれ改めた。

二　民権家となるまで

児島稔は、安政二年（一八五五年）六月二十日、[1] 土佐国吾川郡名野川村に生まれた。[2] 彼の生家は、その後土佐国土佐郡小高坂村に移ったらしく、壬申戸籍（明治五年）には、「二十二番屋敷居住」[3] と記入されている。そしてその後、この地は、土佐郡小高坂村百七十五番屋敷となり、さらに昭和二年五月一日、行政区画の変更により高知市に合併さ

れて、いまでは、高知市小高坂越前町百七十六番地となっている。(4)

彼の父は、土佐藩士大伴大作であり、母は、土佐藩士森岡俊三郎の姉大伴安である。また、彼には、姉の丑（ウシ）（弘化四年生まれ）と妹の忠（タダ）（安政七年生まれ）がおり、彼は、大伴家にとって唯一の男子であった。(5)

大野（大伴）家家系図

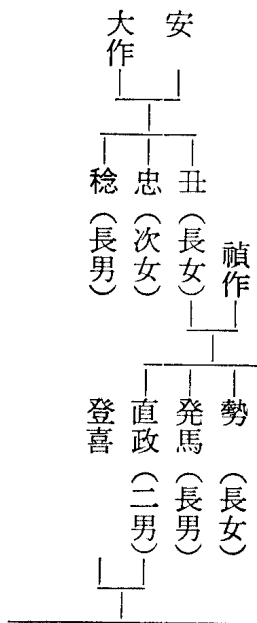

したがって、児島稔は、本来ならば大伴稔を名乗り、大伴家の跡を継ぐはずであったが、大伴家が大野と改姓したため大野稔となり、さらに築屋敷の叔父・小嶋喜左衛門の養子となったため「小嶋稔」（児島稔）を名乗ることになったのである。(7) 彼が築屋敷の小嶋喜左衛門の養子となったことについては、壬申戸籍に次のように記載されていることから、その概略が明らかである。

全拾七番屋敷居住　明治五申年六月一日小高坂越前町十一番ヨリ移住

士族　養父故高知藩士族小嶋喜左衛門亡　実父当県士族大野大作二男（ママ）

子十一月十日同処七十一番へ全戸転　小嶋稔　安政二卯年六月二十日生

父故高知県藩士族島田孫四郎亡長女　母藤　天保五午年十月八日生

養父小嶋喜左衛門亡長女　追テ稔妻ニ配偶ノ筈　寅　万延元申年七月十七日生

この壬申戸籍によれば、彼の養父である小嶋喜左衛門は、この時すでに死亡していたことになるが、稔が小嶋家の養子となった時点で養父が死亡していたのかどうかは、よくわからない。また、この戸籍簿によると、当時小嶋家には、稔の養母の藤（明治五年末の時点でかぞえ年三十九歳）のほか、将来、稔の妻となるべき許嫁として、養女寅（同、十三歳）がいたことが判明する。しかし、稔がその後、この五歳年下の許嫁寅と結婚するにいたった形跡は、みとめられない。[8] 稔は、後述するように、明治十年前後から民権運動に没頭し、ほとんど家庭をかえりみることはなかったと推定されるから、そのことがあるいは、二人が結婚するにいたらなかった一因かもしれない。

なお、この戸籍簿によると、彼の名前は、「小嶋稔」とあって、諸文献において一般に使用されている「児島」姓は、どこにもみあたらない。しかし、彼の友人達や新聞報道の多くが「児島」姓を使用していることからみて、それは、自他ともにみとめる一般的通称であったと思われる。他方、彼の氏名は、幼名の大伴鶴五郎を別としても、大伴稔→大野稔→小嶋稔（児島稔）→大伴稔（明治二十一年五月八日）→大伴直念（二十三年四月十六日）→大島直念（三十年九月十三日）→大島更造（同年九月二十二日）と、実に六転している。[9] 本稿において、「小嶋」姓あるいは「大島」姓を使用せず、「児島」姓を採用しているのは、広く一般に使用されているものを使用する方が、わかりやすく、また、無用の混乱を避ける上からも都合がよいと判断したからであり、とくに深い理由があるわけではない。

さて、自由民権家となる以前、つまり若き日の児島稔は、いかなる青年時代を過ごしたのであろうか。また、彼は、いかなる経緯をたどり政治への興味を抱くにいたったのであろうか。このことについて、「土佐史壇」第七号（大正十一年）に掲載された「大島更造（児島稔）氏逝去」と題する追悼記事は、つぎのように述べている。

十六、七歳の頃、英人リネル氏に就て英語を学び、後上京して東京大学に入りしも、当時に於ける我国勢の推移を見て感ずる所あり、断然中途退学し、岩崎弥太郎氏が創立せし三菱会社に入る。明治七年征韓論起るや、氏も亦辞して国に帰る。東京に在る時『自由の理』（中村敬宇氏著）を読み、思想亦一変せり。偶々板垣伯が自由民権論を唱ふるに及び、伯に扈従して、自由民権の思想を四方に宣伝し、足跡普く印せざるなく、各地の名士と交遊して大に重んぜらるゝに至れり。

文中、「英人リネル」とあるのは、英人レーネル（Harold E. Reynell）のことである。[10] レーネルは、明治四年五月から翌五年四月末までの一年間、高知県のお雇い教師であった[11]から、彼が英語を学んだというのは、この間のことであったと思われる。レーネルがお雇い教師になった明治四年五月の時点で、児島はかぞえ年十六歳であるから、前掲記事中の冒頭の部分には矛盾がなく、それは、真実を伝えるものとみてよいであろう。

しかし、その後に児島が上京し、「東京大学」に入学したと述べていることについては、疑問が残る。このことについて、和田三郎氏は、つぎのように述べている。[12]

（児島稔は）始め司法省の学校に学んだ、即ち年齢から言っても原敬君や福本日南君やの同窓の先輩である。

児島が後述のごとく、明治七年に高知に帰っていることを考慮すると、児島が入学した東京大学とは、その前身の南校（明治四年七月開設）か、それを改称した第一大学区第一番中学（明治五年八月）か、さらにそれを改称した開成学校（明治六年四月）か、あるいはそれらとは別系統の司法省明法寮（明治五年七月）のいずれかを指すはず[13]である。しかも、和田氏が指摘するごとく、それが「司法省の学校」だとすると、彼が入学した東京大学というのは、右のうちの司法省明法寮（司法省法学校の前身）でなければならない。しかし、児島がこの司法省明法寮に学んだ形跡は、全くみ

とめられない。明法寮の入退学者名は、手塚豊博士の研究[14]によって、その全てが明らかにされているが、五年八月に入学した二十名、その後退学した六名、さらにその欠員補充として六年九月に選抜された十七名の明法寮生徒中のいずれにも、児島の名前は、みい出せないのである。したがって、児島が東京大学に入学したという話は、あやしいと思われる。[15]

さて、つぎに、児島が「岩崎弥太郎が創立せし三菱会社に入」ったと述べられている点についてであるが、これもまた、疑問がある。すなわち、和田氏がこのことについて、[16]

そして学問は出来、才気はあり殊に非常な美男子であったから、若し三菱へでも行って居ったならば駙馬たることは今の加藤高明君を俟つまでも無く、又た官界に入って居たならば、人才の乏しき当時、大した出世をして居たに相違ない。

と述べ、「三菱へでも行ったならば」と、あくまで仮定の話としてこれをとりあげているほか、「三菱社誌」に掲載されている当時の「傭使人名」ないし「解傭人名」のいずれのリスト[17]にも、彼の氏名をみい出すことができないというのが、その理由である。したがって、もしも児島が三菱と何らかの形で関係があったとすれば、それは、正社員としてではなく、臨時社員として雇用されたということであろう。

以上に述べたごとく、東京遊学中の児島の行動は、あまり詳かでない。しかし、彼が東京に滞在した明治五年（あるいは六年）から同七年にかけての時期は、日本近代史上はもとより、彼の思想形成上からいっても、寔に重要な意味があった。この頃、彼が直接体験したであろう政治上の大変革や自由主義をはじめとする新鮮な諸思想への接触が、後年の彼に与えた影響は、想像するにあまりある。とくに、明治六年、征韓の是非をめぐって明治政府が分裂

し、西郷隆盛、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平、副島種臣の各参議が下野するにいたった事件は、彼の政治への興味を一気にわきたたせたにちがいない。

明治七年一月、板垣退助らは、愛国公党を組織した。このあと地方政社育成のため、彼が郷里高知へ帰ったのは、同年三月二十六日[18]である。片岡健吉が一月二十七日[19]に、林有造が三月三日[20]に東京を離れていることを考えると、児島稔が高知に帰ったのも、この前後であったと思われる。すなわち、前掲、追悼記事は、「明治七年――氏も亦辞して国に帰る」と述べているが、ここでいう「明治七年」とは、明治七年一月から三月にかけての時期と推定できるであろう。

(1) 小高坂村「除籍簿」。
(2) 「大島更造氏逝去」・土佐史壇・第七号・大正十一年・一〇五頁―一〇六頁。
(3) 「築屋敷壬申戸籍」。
(4) 前掲「除籍簿」。
(5) 前掲「築屋敷壬申戸籍」。
(6) 前掲「築屋敷壬申戸籍」には、大野姓が使用されているので、改姓の時期は、明治五年以前である。しかし、その年月日は詳かでない。
(7) 前掲「大島更造氏逝去」。なお、外崎氏は、彼が稔と改名した時期について、「植木枝盛日記」明治十年二月二十日条と三月七日条に「小島鶴五郎来る」とあり、翌十一年八月九日条に「前夜小島稔来る」とあることを根拠に、「改名がこの頃であったことを確認できる」(前掲、外崎論文・社会科学論集・一一四頁)と述べておられる。しかし、すでに壬申戸籍に「小嶋稔」とみえているので、その時期は、明治五年以前であったといわなければならない。

（8）外崎氏は、「稔と寅は婚姻していたのであるが、子どもが生まれなかったためだろうか」云々（同前）と述べておられるが、二人が結婚した根拠は戸籍上どこにもみい出せない。したがって、ここでは、二人は、結婚にいたらなかったものと推定しておく。

（9）前掲「築屋敷壬申戸籍」、前掲「除籍簿」。

（10）（11）ユネスコ東アジア文化研究センター編「資料御雇外国人」・昭和五十年・四六四頁。

（12）前掲「大江天也翁と児島如洋翁」（上）・日本及日本人・九二頁。

（13）東京帝国大学「東京帝国大学五十年史」上冊・昭和七年・一八一頁―二七二頁、五八六頁―五八七頁。

（14）手塚豊「司法省法学校小史（1）」・法学研究・第四〇巻第六号・昭和四十二年六月・六三頁、七四頁、八二頁）。

（15）もっとも彼が「司法省の学校」以外の学校（南校もしくは後身の学校）に入学した可能性がまったくないわけではない。しかし、それを裏づける資料は、残念ながらみい出せない。

（16）註12に同じ。

（17）「明治五年歳末雑載・附録一・傭使人名」、「同・附録二・解傭人名」、「明治七年歳末雑載・附録一・傭使人名」、「同・附録二・解傭人名」（「三菱社誌」第一巻・昭和五十四年・八二頁、一五九頁―一六二頁、三三五頁―三四五頁）。

（18）前掲「自由民権の系譜」・二八頁、東京大学史料編纂所編「保古飛呂比」・佐佐木高行日記六・昭和五十年・八三頁。

（19）立志社創立百年記念出版委員会編「片岡健吉日記」・昭和四十九年・一三頁。

（20）前掲「自由民権の系譜」・二八頁、高知地方史研究会「林有造自歴談」・土佐群書集成・第十五巻・昭和四十三年・五九頁。

三　民権家として

明治七年三月二十六日、板垣退助が高知へ帰ったことにともない、林有造、片岡健吉らの協力によって、立志社が創立（同年四月十日）されたことは、周知のとおりであるが、立志社のほかに、高知において多数の民権政社が誕生し

たのは、明治十年前後のことであった。すなわち、小高坂の愛身社と本丁の方円社が合併して、十年十月、南嶽社（堀江昌義社長）が創立され、また、同年十一月、修立社（一円正興社長）が創立されたほか、これと前後して、南洋社（大高坂真相社長）、共行社（山本幸彦社長）、発陽社（北川貞彦社長）、有信社（広瀬為興社長）などの各社が設立され、高知県下は、あたかも民権政社が、あふれるかのごとき様相を呈するにいたったのである。(1)

児島稔が、東京から帰京したあと、彼が入社した政社は、右のうちの南嶽社である。彼が立志社に加わらず、南嶽社に参加した理由は、不明であるが、彼が小高坂に居住していたことからみて、あるいは、すでに、小高坂を本拠とする愛身社（南嶽社の前身）と、何らかの関係があったかもしれない。

南嶽社の本拠は、高知市内の水道五丁目に置かれた。(2) 鏡川の北側で、現在の上町である。また、南嶽社の創立にあたり定められた「南嶽社主旨」は、「植木枝盛日記」明治十年十月五日条に、(3)

南嶽社主旨書を稿す。……橋本一済に過り、南嶽社の主旨書を渡す。

とあるごとく、植木枝盛の筆になるものであることが明白である。

しかして、その「南嶽社主旨」とは、つぎのようなものであった。(4)

南嶽社主旨

夫、人ノ斯世ニ在ル也其責実ニ至大至重也。何者夫、人既ニ生ルレバ天之ニ与フルニ確乎抜ク可カラザルノ権利ト固然移ス可カラザル自由ヲ以テス、是故ニ人タル者ハ之ヲ受ケ之ヲ有シテ而善ク之ヲ保全シ頗其通義ヲ悉サズンバアル可カラザル也。若、夫、人ニシテ此ノ天賜ヲ受ケズ、此ノ通義ヲ悉サズ、必ズ天ノ意ニ戻リ人間ノ分ニ背キテ而恥辱焉ヨリ甚シキハ莫キ也、人タル者ノ責亦至大至重ナラズヤ、夫レ然リ人間ノ責任既ニ斯ノ如シ、吾人ハ当

ニ先ヅ此ノ権利自由ヲ拡張伸達シ仍テ以テ其天然固有ノ才性ヲ発展シ智識ヲ開弘シ更ニ亦社会ノ富強文明ヲ長進セズンバ有ル可ケンヤ、蓋シ国家ノ富強文明ハ人民ノ才性智識ヲ開達スルニ在リテ而シテ人民ノ才性智識ヲ開達スルニハ必ズ彼ノ権利ヲ全フシ、自由ヲ得ズンバアルベカラザルナリ。即チ彼ノ欧米人民ノ方今宇内ニ雄飛シ開化ニ冠絶スル者ノ如キ其実ニ権利ヲ全フシ自由ヲ得、造化自然ノ運行ヲ妨グル者ナクシテ以其天賦ノ才識智能ヲ伸展スルヨリ起ラザルハ無キ也。然リ而シテ我亜細亜ノ人民ハ古来専制政府ノ下ニ長ジテ而其権利自由ヲ埋没シ、或ハ竟ニ権利自由ノ何者タルヲ知ル無キニ至リ猶卑屈ニ安ンジテ而天然ノ才性ヲ発達スルコト能ハズ、殊ニ我日本ノ如キハ東洋ニ孤立シ国勢俊巡振ハザルコト久シク今日ノ如キ内ハ政府ニシテ政法未ダ整ハズ、人民ニシテ元気ヲ振ハズ、自主ヲ養ハズ、外又タ独立ノ大権利ヲ欠キ往々其侮蔑ヲ招来スルアリ、有志ノ士豈誰カ憤激セザルベケンヤ、夫レ誠ニ此ノ形勢ヲ救正シ此ノ屈辱陋習ヲ洗滌シ以テ国勢ヲ張リ万国ニ対峙セント欲ス。必ズ亦夫ノ人々権利自由ヲ拡張伸達スルヨリセズンバアルベカラズ。蓋シ人民己ニ権利自由ヲ拡張伸達セン乎、乃チ才性ヲ発展スベク知識ヲ開弘スベク活潑ノ精神ヲ養成スベク勇敢ノ気象ヲ発生スベシ。権利自由ノ関係モ亦重カラズヤ、然ルニ方今我邦人民ハ猶未ダ専制政治ノ下ニ在テ其権利ヲ全フシ自由ヲ伸ズルニ及バズ。又タ其ノ自由民権ノ説ヲ主張スル論者ノ如キト雖モ畢竟十分ノ志気ナク、動モスレバ即事ニ屈シ物ニ眩スルノ徒ニ過ギズシテ其百艱屈セズ千困撓マズ其説ヲ確守シ敢テ退廃セザル者ノ如キハ天下蓋シ幾許モ無シ、亦慨歎ニ堪ラ可ケンヤ、夫レ我党ハ貴重ノ人間ナリ、我国ハ貴重ノ国ナリ豈ニ斯ノ如クニシテ可ナランヤ、猶以テ荏苒日月ヲ経過ス。権利自由ハ竟ニ拡張伸達シ之ヲ得ルノ期無ク随テ国家ノ富強文明ヲ失ヒ其隆盛ヲ損シ益独立国ノ権義ヲ墜シ竟ニ不測ノ禍害ヲ受ケ非常ノ惨毒ニ罹ルノ不幸ヲ獲ントス、豈一日モ之ヲ忽ニスベケンヤ、是ヲ以テ我党ハ今自ラ奮進シテ茲ニ南嶽社ヲ創立シ以テ相共ニ人間ノ大

（々脱カ）

本ヲ講究シ権利自由ヲ拡張伸達シ一ハ以天ノ声ニ答ヘ一ハ以テ己ノ分ニ応ジ一ハ以テ国家ニ報ヒント欲ス、蓋シ彼ノ欧米人民ガ方今宇内ニ雄飛シ開化ニ冠絶スルモ其初メ大抵深林幽曠野広野広洲ノ間ニ馳逐シ飛禽ヲ討チ走獣ヲ猟シテ其血肉ヲ啖ルノ蛮行ニ非ザルハナシ、今我党深林幽谷ノ間ニ生長シ、又此土地ヲ以テ茲社ヲ立ルト雖モ、然モ亦辛苦勉励以テ千古ノ義心ヲ激発シ、千困屈セズ、万難撓マズ、剛毅ノ胆ヲ保チ、凛烈ノ気ヲ存シ、自ヲ彊メテ息ムコト無クンバ焉ンゾ其志ノ達セザルモノアランヤ、仍テ今此言ヲ書シテ我社ノ主旨ト為シ相盟テ愈益勉励セン

明治十年九月

さて、明治十年末頃、南嶽社は、高知県下の各政社の連帯をはかるべく、「各社に檄して連合を議した」[5]ところ、これに修立、南洋、共行、発陽、有信の各社が応じ、六社からなる連合団体が組織されることになった。土佐連合社がこれであり、その連合規約として十八カ条からなる各社連法が定められた[6]。これにより、各社は、「毎月第二日曜日ヲ以テ各社連合会ノ定日」（第二条）として、その交流につとめることになったほか、「毎月一度期日ヲ定メ、旗争或ハ遠足ヲ催ス」（第四条）ことになったのである[7]。その活動について、植木枝盛は、日記に「県下南嶽社、共行社、南洋社、発陽社、有信社の諸社員五百人計連集して下河原辺に行けり」[8]としるしているのみであるが、安芸喜代香は[9]、

連合各社は、数々社員の討論演説会を開き、将た体力の養成に、遠足旗奪をやった。旗奪は、主に仁井田浜にてやった。其の日に平舵船を幾十艘も借り込み、松ケ鼻即ち今日の農人町の川岸より乗り込み、旗、幕、鐘、大鼓にて乗り出す。先輩も別に見物として船を雇い乗り出した。

と述べ、その模様を詳細に伝えている。また、この連合会には、板垣退助がしばしば顔をみせ、ときには旗奪の場に

も姿をあらわして、大いにその士気を鼓舞していたという。[10]

児島稔が、この各社連合会をつうじて、南嶽社のひとびとのみならず、他の各社のひとびととも広くまじわったであろうことは、想像にかたくない。そしてまた、彼の行動が、次第に立志社のひとびとにまで及んでいったことは、例えば、「植木枝盛日記」十一年八月九日条に、「前夜小島稔来る」[11]とみえていることからも明らかであろう。もっとも、児島と植木との関係についていうならば、二人は、小高坂になじみが深く、年令もわずか二歳（児島が二歳上）しか違わなかったから、二人は、少年時代からの知りあいであった可能性も少なくない。[12]しかし、この頃から頻繁となる二人の接触は、単なる個人的接触というよりも、むしろ、児島の所属する南嶽社と植木の所属する立志社との組織的接触であったとみる方が自然であろう。すなわち、明治十一年四月、愛国社再興の議が決議され、立志社は、当時、同年九月大阪で開催される予定の愛国社再興大会へむけて、全国の民権政社を糾合すべく、その全勢力をかたむけていた時期にあたり、植木もまた、この愛国社再興大会へむけて、西国・山陽・山陰方面へ遊説にでかけるなど、きわめて精力的な活動を行っていたからである。[13]

大阪市の長亭において、愛国社再興のための大会が開催されたのは、この年の九月十一日からである。児島稔は、行宗貞晟、浜田筍とともに南嶽社を代表して、この大会に出席した。[14]この大会の開かれる前後の「植木枝盛日記」から、児島稔に関する部分を摘記すれば、つぎのとおりである。[15]

八月二十六日　小島及板垣太郎外二人来る。
九月六日　夜小島稔来る。
九月七日　小島、行宗来る。

九月十二日　朝小島稔、行宗貞晟来堂。

この再興大会出席のため、植木は、九月四日に大阪に到着している。[16] したがって右のうち、九月六日、七日、十二日の記事は、大会直前、もしくは大会中、二人が大阪において接触していたことを示すものである。しかし、そこにおいて何が相談されたのかは、詳かでない。

この大会の参会者は、十一県から合計四十六名であった。そのうち、委員として出席したのは三十九名で、高知から出席した委員が十八名を占めた。すなわち、南嶽社三名、立志社七名、有信社一名、南洋社二名、共行社三名、合立社二名の合計十八名で、修立社と発陽社は、欠席であった。[17]

立志社など土佐派の主導にもとづいて開催されたこの大会において、立志社以外の高知の各政社が、立志社の主張に同調の姿勢を示したことは、いうまでもない。九月十六日の会議における森脇直樹（立志社）、前野正身（有信社）、片岡甫（南洋社）、児島稔（南嶽社）の発言を「愛国社再興議事録」から摘記すれば、つぎのとおりである。[18]

土佐ノ実況（二番・森脇直樹）　土佐ニハ近来十余社アリ。其各社ハ孰モ久留米ノ如ク最寄ノ結合ヨリ成立タル者ニテ現今ニ至テハ充分一社ノ体裁ヲ具備セリ。且社旨ハ多分民権自由ノ四字ヲ目的トセリ。而シテ我立志社ハ是ヨリ先キ明治七年土佐一般ノ同志ト創定シタル者ニテ、結社ノ旨意及規則等ハ活版ニ付シタル者アルヲ以テ今斯ニ説明セス。愛国社ノ委員ハ既ニ両名出会セリ。且資本ノ如キハ各社ニ不都合アラハ弊社ヨリ支弁スベシ。

土佐有倍（信カ）社ノ実況（三番・前野正身）　弊社ハ漸ク一社ノ維持ヲ為スニ足ル位ナレハ当時此ノ社ニ資本ヲ出シ委員ヲ出ス等ハ甚タ難渋ナリ。然ルニ毎年両三度ノ大会ニハ必ス委員ヲ出ス事ニナシタシ。乍併、此ノ事トテモ帰県ノ上同志ト協議ヲ遂ケサレハ、即座返答ナシ難シ。

土佐南洋社ノ実況（七番・片岡甫）　土佐国惣体ノ事ハ向キニ立志社委員ノ陳述スル通リナレハ別ニ之ヲ言ハス。即チ我南洋社ハ同志輩ノ最寄ヲ以テ土佐一部分ノ結合ヲナシタル者ニテ充分ノ資本モアラサレハ常ニ委員ヲ出シ且資本ヲ投スル等ハ当時出来難シ。尤モ壱ケ年両三度ノ大会ニハ必ス社中ノ者ヲ一両名出会サスルノ含ミナリ。

土佐南岳（嶽カ）社ノ実況（十一番・小島稔）　土佐ノ国各社ノ成立ハ嚮キニ立志社委員ノ陳述スル通リニテ、且ツ我社ノ実況ハ南洋社委員ノ陳フル所ト毫モ相違アル処ナキヲ以、殊更ニ之ヲ説明セス。

かくして、十月一日、愛国社再興大会は、「愛国社再興会議書」を制定し、翌年三月を期して第二回大会を開くことを約して閉会した。自由党史は、この大会を「大政党創立の基礎を開」[19]くものと評価しているが、この大会をきっかけとして、全国に多くの民権政社があらたに誕生したことを考慮すると、この評価は、かならずしも当を失したものではないというべきであろう。

愛国社再興大会終了後まもない、十一年十二月、児島稔の所属する南嶽社が、南洋社と合併[20]することになったのも、そうした民権運動の高まりの反映である。すなわち、「南嶽社」ならびに「南洋社」の両者から一文字づつをとって成立した「嶽洋社」がこれである。新社長には南洋社に所属していた近藤正英が就任し、その本拠は、高知市北奉公人町二丁目に置かれた[21]。ちなみに、現在、同所に設置されている嶽洋社址の記念碑は、昭和十二年十二月、高知旧社記念会の手によって建設されたものである[22]。

かくして、嶽洋社は、この合併により、「他の各社に比して圧倒的の多数を有」する大政社となり、その勢力範囲は、「小高坂、上街、旭方面に亘」ることになった[23]。また、その立場は、「権利自由」を掲げる南嶽社の立場を全て踏襲するものであった。ちなみに、前掲「南嶽社主旨」と自由党史に掲載されている「嶽洋社主旨書」[24]を比較すれば、

両者にほとんど差異は、みられない。

愛国社が再興されたことによる高知県下の各民権政社に対する影響は、右の南嶽社と南洋社の合併による嶽洋社の創立のほかに、十二月五日、開成社の土佐連合社への新規加入、ついで同年七月、逍遙社の同連合社への新規加入、さらに十三年十月、民権運動に叛旗をひるがえした共行社の同連合社脱退など[25]についても、これをみとめることができる。それらは、民権政社の合併、あるいは連合社への加入、脱退とそれぞれ形こそ異なるが、いずれも愛国社の再興がもたらした余波による変動であった。すなわち、土佐連合社（南嶽・修立・南洋・共行・発陽・有信）は、合併、新規加入、脱退によって、そのメンバーについても大きな交代があり、それは、十三年十月の時点で、嶽洋・修立・発陽・有信・開成・逍遙の六社となったのである。ちなみに、この当時定められた連合社の「申し合せ規約」は、つぎのようなものであった。[26]

第一条　発陽・逍遙・有信・開成・嶽洋・修立ノ六社ヲ合シテ土佐連合社ト号シ、愛国社ヘ加入スル者トス。

第二条　愛国社ノ月費金ハ、各社ニ割前ヲ担任シ、各社人頭割賦スル者トス。

第三条　公会ニ出ス所ノ委員ハ、各社ヨリ凡ソ三名宛ヲ選挙シ、其当選人ヲ相会シテ、其内ヨリ又一名ヲ選出シ、以テ之ヲ公会ニ出ス者トス。但旅費下宿料ハ、各社ノ人頭ニ割賦スル者トス。（以下略）

児島稔が、南嶽社の時代からひきつづいて、この嶽洋社の時代にあっても、その指導的役割をはたしていたことは、十三年三月、愛国社第四回大会に代表委員として参加していること、また、この大会の決議にもとづいて創立された国会期成同盟による国会開設の請願書中に、彼の署名がつぎのようにみえていることからも明らかである。[27]

高知県土佐国土佐郡上街嶽洋社々員五百二十五名総代

同県同国同郡上街築邸六十九番地士族　小島稔

この第四回愛国社大会は、愛国社の機関紙発行を決定した十二年三月の第二回愛国社大会、国会開設を天皇に請願する方針を決定した同年十一月の第三回大会のあとをうけて、十三年三月十五日から開催された。この大会には、二府二十二県八万七千余人の総代百十四名が参加している。高知県からは、片岡、西山、植木、児島、森脇をはじめ、四十四名の多数が出席した。しかしこの会議は、正副議長（片岡健吉、西山志澄）をともに立志社から選んだことに端を発し、その内部対立が表面化した会議であった。すなわち、あくまでも立志社を中心とした愛国社をめざす主流派とこれに反発する九州グループなどの反主流派が対立、委員のなかには「不平を鳴らし、甚しきは、土佐人を挙げて之を除くべしと発議するもの」もいて、会議は、混乱状態に陥ったのである。(28) 結局、この場の混乱は、河野広中、内藤魯一らの尽力により収拾され、国会期成同盟規約十九条を決議、ついで、四月十七日の請願書提出を無事終了し、ようやくその日程を消化したのであるが、しかし、このとき以降において土佐派の指導力が、急速に低下していったことは否めない。十三年十一月にはじまる国会期成同盟第二回大会において、高知県からその役員として出席したのが、わずかに林包明ただ一人にすぎなかったことは、そのことを端的に物語っている。(29)

しかし、児島を含む土佐派のひとびとは、自由党創立までの間、その指導的立場から、一旦、しりぞかざるをえなかったとはいえ、それは、高知県内における彼らの活動までもが、この時期、沈滞していたことをかならずしも意味しない。むしろ、児島稔に関していうならば、この頃、すくなくとも二つの重要な仕事があったというべきであろう。すなわち、一つには、国会期成同盟会議書第四条「来会は各組憲法見込案を持参研究す可し」(30)との規定に沿い、

立志社が作成したいわゆる立志社憲法草案の審議に彼が関与したことであり、いま一つには、彼が高知新聞に客員として招かれ、その論説を執筆することになったことである。

立志社憲法草案の全文は、すでに鈴木安蔵氏の手によって学界に紹介されているが、[31] その編纂経緯を明らかにされたのは、家永三郎氏である。家永氏は、その著「植木枝盛研究」において、諸種の稿本の関係を考証し、立志社草案の草稿執筆者が植木枝盛であったことを解明された上、植木の草稿と立志社草案とが大きくくいちがっている理由につき、立志社内の長老である草稿審査委員の手によって大幅な添削が加えられた結果であろうと、これを推定されたのである。[32] 家永氏のこの推定に誤りがないとすれば、[33] 草稿審査委員すなわち、片岡健吉（前立志社長）、小谷正元（のち回天社員・立志社員）、谷重中（のち回天社長・立志社員）、児島稔（嶽洋社員）、山田平左衛門（立志社長）、島地正存（立志社副社長）、北川貞彦（発陽社長・立志社員）、森脇直樹（修立社長・立志社員）、伊藤物部（有信社長・立志社員）、田中貞義（不明）の十名が、[34] 立志社草案の編纂過程において、はたした役割は、決してこれを軽視できないといわねばならない。この委員会における審議の模様は、残念ながら不明であり、したがって児島がここでどのような発言を行ったかはわからないが、しかし、彼が、各政社の社長クラスの人々に伍して、その審議に加わっていることは、民権家としての彼の地位を示唆するものとして興味深い。

なお、所属政社が不明の田中を除くと、各委員は、いずれも立志社員であり、児島のみが、立志社に所属していない。それにもかかわらず、彼が立志社案の草案審査委員に就任することになったのは、立志社内における草稿審査にさきだつ十四年四月、土佐連合社が立志社に合併[35]（各社はそのままである）し、これにより、彼も土佐連合社をつうじて立志社の活動に参加できる状態になっていたからである。「土陽新聞小歴史」の「憲法調査の嚆矢」の項が、[36]

勇悍剛毅なる山田平左衛門代って社長となり、機敏活発なる島地正存氏副社長となり、同時に高知連合各社を立志社に合併し両氏之を統率して将に時勢の変に応せんとす

と述べているように、土佐連合社の立志社への合併が、立志社首脳の交代[37]とともに、「時勢の変に応ぜんとす」るものであったとすれば、彼の審査委員就任は、まさにこれに沿うものであったといえる。

ついで、十四年八月、高知新聞が日刊紙となり、その編集主幹として植木枝盛がむかえられた。それとともに、児島稔は、その客員に就任した[38]。彼と高知新聞との関係は、以前に、「自由ハ幸福ノ本」と題する一文[39]を投稿し、これが同新聞に掲載されたこともあって、かならずしも無関係ではなかった。しかし、彼が同社客員となるについては、植木あたりの推薦があったとみる方が自然である。いずれにしても、こうして児島が、ここで、植木枝盛、坂本南海男、さらに宮地茂春、安芸喜代香、横山又吉、広瀬重正、北川貞彦などのそうそうたるメンバーとともに、その論説を担当することになったということは[40]、彼が、単に、自由民権運動の指導者として、その存在を知られるようになっていたのみならず、このときすでに、高知県を代表する雄筆家の一人にかぞえられるほどに、成長していたことを示している。

さて、高知新聞社客員となってまもなくの十四年八月七日、彼は、はやくも、「専制ノ君主宰相モ亦専制ヲ受クルヲ好ム者ナシ、然ルモ猶且ツ自由ノ制度ヲ立ツルニ悋ナルハ何ゾヤ[41]」との長い標題の下に長文の論説を同新聞紙上に発表した。これまで、彼が、高知新聞ないしは土陽新聞紙上に、直接発表したものとしては、前述の投書「自由ハ幸福ノ本」のほか、東京井生村楼で行った演説筆記「感動劇シケレハ思慮スルノ閑暇ナシ[42]」、さらには、坂本南海男と共作「土佐国土佐郡上街町会規則始末[43]」が知られている。「自由ハ幸福ノ本」以下の三本の論説が、すでに土陽新

聞小歴史あるいは外崎氏前掲論文などによって、その存在が指摘されているのに対し、右の論説は、これまでその存在すら知られていなかった論説である。したがって、上記論説は、彼の学殖、思想などを知る上からも、寔に貴重な新しい材料を提供すると思われるので、つぎに、その概略を紹介しておきたい。

右の論説は、まず、人間が自由をもとめることは、その本性であるという立場から、つぎの言辞をもって始められている。

凡ソ覆載ノ間、生ヲ保チ、気ヲ有スルモノニシテ、他ノ束縛ヲ受ケ、其自由ヲ失ヒ、而シテ尚ホ且ツ欣然喜色アルモノハ吾未タ之ヲ知ラサル也。他ノ束縛ヲ脱シ、其自由ヲ存シ、而シテ尚ホ且ツ愀然悲状アルモノハ吾未タ之ヲ知ラサル也。其然矣自由ヲ失ヘハ則愀然悲状ヲ表ハシ、自由ヲ得レハ則欣然喜色ヲ見ハスモノハ、蓋シ自由ハ有生物ノ本性ニシテ其此本性ヲ遂ケ、其此本性ヲ全フシテ而然後、能ク其ノ幸福ヲ得ヘケレハ也。

ついで、ナポレオン統治下のヨーロッパ各国の専制君主達が、いかに不自由な状況にあったかを例にとり、

嘗テ拿破崙カ、覇ヲ欧州ニ称スルヤ、各国ノ帝王ハ、彼レノ専断ヲ厭悪シ、相語テ曰ク、無道ナル哉、拿破崙ノ施為タルコトヤト。此ニ由テ之ヲ観レバ、則、専制ヲ憎ミ自由ヲ欲スルハ、各国ノ帝王モ、宰相モ、皆然ラサルハ莫キ也。然ラハ、則、彼等自ラ専制ヲ蒙ムルヲ厭フノ心情ハ、以テ自由制度ノ設ケサル可カラサルヲ自知スルニ足ルベキニ、猶且ツ敢テ然ルコトナク専制ヲ施シテ、以テ各人ノ自由ヲ束縛スルハ、何ソヤ。

と述べ、専制君主もまた、「自由制度の設けざる可からずを自知」しているはずであることを指摘し、つぎのごとき言葉をもって、この論説を結んでいる。

某ノ学者、嘗テ言ヘルアリ、専制治者ハ、自己ノ自由ヲ欲スルノ最モ過甚ニシテ、他ヲ顧ミサルモノナリト。蓋

シ己レノ自由ヲ欲スルノ熱情、甚タ熾ニシテ、天下衆民ト与ニ共ニスルコト能ハス。公理ノ観ルノ眼光ハ、私情ニ掩ハレタルモノナラン乎。吁、物欲ハ小ナリト雖モ、能ク天理ノ大ヲ害シ、片雲ハ少ナリト雖モ、能ク太陽ノ輝ヲ掩フ。世上、専制ノ治者タル者、豈ニ慎マサルベケンヤ。嗚呼、専制ノ治者ヨ、汝モ亦、人類也。何ソ人タル性情ナカルベケンヤ、果シテ人ノ性情アレハ、則、仝感ノ情ヲ推シテ之ヲ考フルモ亦、彼ノ専制ノ非ナルヲ思フテ、之ヲ改メサルヲ得サル可キナリ。之ヲ改メサルハ、則、唯リ国家ノ上ニ関シ、政治ノ上ニ関シテ不可ナリト云フノミナラス、実ニ道徳ノ上ニ於テ、罪悪ノ甚シキモノト為ス可キナリ。汝モ亦、豈ニ之ヲ忍ブ可ケン哉。

児島が、いかに豊富な西洋史の知識の持ち主であり、また、その思想的立場がいかに徹底した自由主義に立脚するものであったかは、右の論説の内容が示すとおりである。彼が書いた無形伯中に、(44)

……明治十三年初春の頃と記憶す。先生は、哲学を研究するに非ざれば其思想極めて浅薄なりと為し予輩青年に勧むるに哲学を研究すべきを以て、先ヘボンの心理学より始むべしと云はれ安芸喜代香、宮地茂春、後藤猛太郎氏等と倶に毎朝八時を期して潮江村新田なる先生の別邸に参集し先生を講主と為し先づ西周氏翻訳に成るヘボン心理学の輪講を為せり。

とあるのをみると、その手ほどきは、板垣から直接受けていたことが判明するが、そのほか、植木枝盛等との交際を通じて、彼あたりからも、大きな刺激を受けていたであろうことは、容易に推察できるところである。

十四年十月、自由党創立大会が東京で開催され、政党としての自由党が成立した。この会議において、「一、吾党は自由を拡充し、権利を保全し、幸福を増進し、社会の改良を図るべし。一、吾党は善良なる立憲政体を確立すること(45)に尽力すべし。」との綱領が採択され、ここに、自由主義を標榜する全国的政党が、はじめて誕生したのであった。

会議は、十月十八日にはじまり、十一月九日、板垣が自由党総理就任を承諾してようやく終了した。この会議に参加した全国の代表者は九十八名にのぼり、高知県からの出席者は、児島稔、植木枝盛、林包明、浜田三孝、山田平左衛門らであった。(46)

ところで、児島稔が植木枝盛とともに、自由党創立大会出席委員の任のほかに、高知県下酒造業者総代の任をあわせ担って上京していたことについては、「植木枝盛自叙伝」の記述にあるとおりである。(47) すなわち、児島稔は、いわゆる酒屋会議の発起人として植木枝盛、小原鉄臣、磯山尚太郎、足立又三郎、市橋保身とともに「日本全国の酒屋会議を開かんとするの書」に署名、これを全国の酒造営業人に配布して、酒税の軽減運動を指導したのである。(48)

しかして、東京裁判所検事局は、この運動に厳格な方針で対処し、ただちに、児島を、右檄文配布の疑いで、同局に喚問した。取り調べの結果、児島は、同裁判所の裁判に附されることになり、十四年十二月三日、東京裁判所は、彼に対し、つぎのごとき判決を言い渡した。(49)

高知県土佐国築屋敷六十九番地士族
東京府港区南鍛冶町五十七番地山田屋弥兵ヱ方止宿
児島稔

其方儀植木枝盛等ト謀リ酒屋会議ヲ開カントスルニ冊子ヲ印刷シ酒税軽減ノ請願ヲ目的トシ全国酒造家ヘ配布シ人心ヲ激励スル科不応違(為カ)軽ニ問ヒ禁獄三十日申付ル

これによると、児島は、檄文を「全国酒造家へ配布シ人心ヲ激励」したことで「不応為」の「軽」に問われ、「禁獄三十日」の判決を受けたことが明らかである。十五年一月から新刑法が施行されることになっていたから、これは、新律綱領が消滅する寸前の裁判であった。児島の量刑は、新律綱領雑犯律不応為の条、すなわち、

凡律令ニ正条ナシト雖モ。情理ニ於テ。為スヲ得応カラサルノ事ヲ為ス者ハ。笞三十。事理重キ者ハ。杖七十。

なる条項が適用され、「笞三十」となり、さらにこれが改定律例によって「刑名ヲ改メ」られ、「懲役三十日」（第一条）となるべきところ、士族である児島は、閏刑律によって「禁獄三十日」（太政官布告第六九号・明治七年六月二十四日改正）になったものと考えられる。元来、「不応為」は、社会道徳上のなすべからざる行為に対する刑罰であるから、この判決における法の適用は、拡張解釈もはなはだしいものといわざるをえない。しかも、刑法施行直後の十五年一月二十三日、同じく酒屋会議に関与した植木枝盛が高知裁判所において、「刑法ニ照スモ罪トナルベキ正条ナシ」という理由で免訴の判決を受けたのと比較して、罪刑法定主義がいまだ採用されていない新律綱領・改定律例下で、児島が有罪判決を言い渡されたことは、寔に不運という他はない。[50] もっとも、児島は、「禁獄三十日」の有罪判決を言い渡されたとはいえ、「百日以下ニ該ルハ除族ニ止メ、一年以上ハ仍ホ本刑ヲ加フ」（改定律例第一三条）との規定により、入獄することは、なかったと推定できる。すなわち、「百日以下ニ該ル」児島の場合、その処罰は、「除族ニ止メ」られ、実際には、「士族」から「平民」に降下するのみであったと思われるからである。

さて、わが国最初の全国的政党たる自由党は、成立したとはいえ、その前途は、多難であった。すなわち、板垣退助の洋行（十五年十一月十一日――十六年六月二十二日）を契機とする党内の内紛、さらには不景気を背景とする党財政の急激な悪化は、一挙に同党を解散に追いこむことになったからである。[51]

板垣が自由党解党の意思を抱いたのは、すでに外遊中からのことであったが、[52] その解党が決定的となったのは、翌十七年十月二十九日の自由党解党大会の直前のことであった。自由党解党問題については、十月二十六日の時点においても、なお、解党を不可とする富山、神奈川、千葉、三河、岐阜、新潟などの各地方委員がおり、さらに、伊予、

高知、大阪、丹波などの各地方委員もまた、解党不可の立場にほぼ同調していたのであるが、この日の会議にのぞんだ板垣は、一年数ヵ月前の約束――十万円の党資金募集――が一向に履行されていないことを「違約」として、厳しく批判し、ついにこの日、自由党の大勢を解党の方向に導いたのである。(53)

しかして、右のごとき板垣の強い意向に沿って、解党方針の全体的合意をみた翌二十七日の会議の模様を伝える探偵報告書は、つぎのとおりである。(54)

同廿七日、前日板垣ノ意見三項ヲ議案トシ、仮リニ、片岡、内藤等議長トナリ可否ヲ議シタルニ、解党ヲ可トスルモノ、在大阪ノ会員ト、外一名ヲ除キ、総起立タリ。

自由党解党大会は、十月二十九日、大阪北野の大融寺において開催された。高知県からのこの大会への出席者は、板垣退助、片岡健吉、植木枝盛、児島稔、大井憲太郎、荒尾覚造の六名であった。(55)

(1) 前掲「旧各社事蹟」・三頁―一二頁。
(2) 前掲書・三頁。
(3) 前掲「植木枝盛日記」・七九頁。
(4) 「植木枝盛文書」。第一節・註9・参照。
(5) 安芸喜代香「土佐自由党時代青年結社史談」・土佐史壇・第一巻・大正六年九月・二〇頁。
(6) 前掲「旧各社事蹟」・一三頁。
(7) 前掲書・一三頁―一五頁。
(8) 前掲「植木枝盛日記」・八四頁。
(9) 註5に同じ。

(10) 前掲「無形板垣退助」・一四二頁。
(11) 前掲「植木枝盛日記」・一〇二頁。
(12) 植木枝盛一家が小高坂村桜馬場に移籍したのは、十一年九月であるが、枝盛が小高坂辺と称する青年輩に加入したのは、慶応三年、十一歳のときであった（前掲「植木枝盛研究」・四七頁、五二頁）。したがって、児島と植木はかなり早い時期からの知り合いであった可能が高い。児島の名前が植木の日記に、はじめのうちは「小島鶴五郎」の幼名で登場することも、そのことを示唆している（前掲「植木枝盛研究」・一七八頁、六七頁、六八頁）。
(13) 前掲「植木枝盛研究」・一七八頁。
(14) 前掲「自由党史」上巻・二四六頁。
(15) 前掲「植木枝盛日記」・一〇二頁―一〇三頁。
(16) 前掲書・一〇一頁―一〇二頁。
(17) 註14に同じ。
(18) 長谷川昇「愛国社再興議事録」・歴史評論・第八六号・昭和三十二年七月・七三頁―七五頁。
(19) 前掲「自由党史」上巻・二五〇頁。
(20) 前掲「旧各社事蹟」・三頁。
(21) 同前。
(22) 前掲「旧各社事蹟」・一〇四頁。
(23) 前掲書・四頁。
(24) 前掲「自由党史」上巻・二五〇頁―二五二頁。
(25) 前掲「旧各社事蹟」・一三頁。
(26) 前掲書・一五頁―一六頁。
(27) 前掲「自由党史」上巻・二九六頁。
(28) 前掲書・上巻・二七八頁。

(29) 前掲書・中巻・一九頁。
(30) 前掲書・中巻・二〇頁。
(31) 鈴木安蔵「自由民権」・昭和二十三年・二六七頁以下。
(32) 前掲「植木枝盛研究」・二〇七頁—二一一頁。
(33) もっとも、この家永説に対し稲田正次氏は、立志社案（日本憲法見込案）が十四年三月には完成し、それが植木枝盛によって後から改稿されて成案（日本国国憲案）となったとの説を採用されている（稲田正次「明治憲法成立史」上巻・昭和三十五年・四二一頁—四二五頁、同「植木枝盛の憲法草案についての家永教授の駁論に答える」・日本歴史・昭和三十七年八月号、同「新史料に基づき立志社草案について再論する」・同誌・昭和三十八年二月号、同「明治憲法成立史の研究」・昭和五十四年・一四七頁—一六一頁）。しかし、この問題を解くためには、両氏が論拠とされているもののほか、立志社長山田平左衛門、同副社長島地正存の両名がともに、明治十三年から東京に長期滞在していた事実（註37・参照）に配慮する必要があると思う。すなわち、この両名が不在中（十四年七月帰高）に、立志社首脳を欠いたまま、同社において憲法編纂が本格化したと推定することは、あまりにも不自然と考えられるからである。したがって、ここでは、十四年八月以前には立志社内でいかなる草案も出来ていなかったとの家永氏の説に従っておく。
(34) 「立志社始末記要」・自由民権の系譜・五八頁。
(35) 同前。
(36) 前掲「土陽新聞小歴史」・自由民権運動史・二六頁—二七頁。
(37) 立志社長改選選挙は、十四年二月に行われ、片岡健吉が当選したが、片岡が固辞したため、山田平左衛門が後任社長に選出された。また、副社長には島地正存が再選された。しかし、この両名は、当時東京滞在中であったため、その就任の祝宴は、彼らが帰高するのを待って、七月十日に開かれたという（川田瑞穂「片岡健吉先生伝」・昭和五十三年・四四二頁—四四三頁、前掲「植木枝盛日記」・一九四頁—一九五頁）。
(38) 高知新聞社史編纂委員会「高知新聞五十年史」・昭和二十九年・一〇頁—一一頁、新藤東洋男「土佐立志社における新聞・雑誌の刊行活動」・日本近代史研究・第七号・昭和三十九年十一月・一八頁以下。

(39) 「高知新聞」明治十三年十月十一日、十三日付。
(40) 註38に同じ。
(41) 「高知新聞」明治十四年八月七日付。
(42) 「土陽新聞」明治十五年八月二十三日、二十四日付。
(43) 「高知新聞」明治十三年九月十九日、二十一日、二十九日付。なお、同規則始末が坂本南海男との共作であることについては、前掲、外崎論文を参照されたい。
(44) 前掲「無形伯」・二五葉裏。
(45) 前掲「自由党史」中巻・八〇頁。
(46) 関戸覚蔵編「東陲民権史」・昭和四十八年・八〇頁―八四頁。
(47) 「植木枝盛君略伝」・明治文化全集・第一四巻・昭和四十四年・二五八頁―二五九頁。
(48) 例えば、前掲「植木枝盛研究」・二三一頁―二五九頁、山田昭次「酒屋会議――その階層的基盤――」・史苑・第二〇巻第一号・昭和三十四年六月・四三頁以下。
(49) 「東海暁鐘日報」明治十四年十二月十六日付。
(50) 註47に同じ。
(51) この間の児島の動静をみると、十四年十月十七・十八日の両日、植木枝盛らと千葉県東金西福寺で「告二総一房之有志諸君」を題する演説（前掲「植木枝盛日記」・二〇二頁、「総房演説集誌」・第三号・明治十五年三月・六頁―七頁）を行っているほか、この前後に東京井生村楼において、「感動劇シケレハ思慮スルノ閑暇ナシ」と題する演説（前掲「自由民権運動史」・一〇四頁）、十五年五月二十五日、嶽洋社において「尊王論」（前掲「旧各社事蹟」・四頁）と題する演説をそれぞれ行っている。また、十六年三月十月から同年四月二十七日にかけて一ヵ月余り、片岡健吉らと、大阪、丹波、松江、広島など山陽・山陰方面へ遊説旅行に出かけていること（前掲「片岡健吉先生伝」・四七四頁―四七五頁、「山陰新聞」明治十六年四月十六日付）なども注目されるであろう。
(52) 升味準之輔「日本政党史論」第一巻・昭和四十年・三四一頁。

(53) 前掲「自明治十五年至同十七年 機密探偵書」一。

(54) 同前。なお、自由党解党が決定的になった時期につき、後藤靖氏は、「自由新聞」明治十七年十月十一日付の記事、同月十三日に内藤魯一が急拠大阪に派遣されている事実などを根拠に「十一日の論説から十三日の間に、解党が正式に決定されたと、みてよい」(後藤靖「自由民権運動の展開」・昭和四十一年・一七一頁―一七二頁)と述べられている。しかし、私は、本文中に記したごとく、その時期は、十月二十七日とみるべきであると思う。なお、この問題についての筆者の見解の詳細は、拙稿「自由党の解党について」(手塚豊編著「近代日本史の新研究」・近刊・所収)を参照されたい。

(55) 前掲「自由党史」下巻・七六頁―七七頁。

四　朝鮮改革運動

以上に述べたごとく　児島稔は、南嶽社、嶽洋社時代をつうじて、その指導的な立場にあったほか、愛国社再興大会、第四回愛国社大会、自由党創立大会、さらに自由党解党大会など、民権史上注目すべき会議のほとんどすべてに、一貫してその代表者として出席している。その意味で、彼は、立志社に所属しなかったとはいえ、土佐派の一翼を形成し、板垣退助の路線にあくまで忠実であったといえる。彼は、板垣を心から尊敬し、板垣に対する敬愛の念は、生涯かわることがなかったのである。そのことをもっともよく示しているのは、児島がその晩年に書いた「無形伯」の冒頭のつぎのような一節である。(1)

噫、無形、板垣退助先生逝けり。先生は物質的には大失敗者なり。精神的には大成功者なり。看よ先生が四十有余年前に於て諸多迫害と挑戦したる自由民権、立憲政体論は未だ先生の理想の半に達せざるも先生の生前に於て既に実現したるに非ずや、又看よ先生が三十九年前に於て唱導したる世界的無上政法論は当時学者論客の為に

狂人の言として斥けられたるも今日ウイルソンの提唱によりて稍や之れに近きものゝ形成されんとするに非ずや、又三十八年前欧州に漫遊したる結果社会主義と社会政策との区別を論じ頗りに社会政策を論ずるや当時諸博士諸論客は未だ此の区別を弁せず、直に以て先生を社会主義者なりと断じ駁論を試み諸元老歴代の政府当局者をして畏懼せしめたるも爾来歳月の経過と共に其の理明かなるに及び又一人の反対するもの無きのみならず今や朝野を挙げて社会政策を高潮するに至りたるに非ずや。

高潔なる先生の性格に追随する能はずして同主義を懐抱しながら利慾の争奪、因習的感情の為に集散離合し互に相争ひ相闘ぎ時に先生の清白なる記憶に向って黒点を抹し去らんと欲する者あるも是れ恰も基督、釈迦、孔子、ソクラテスを迫害し、誹謗したるが如く偉大なる先生の性格に於て何の傷づくることなし。偉人の郷土に容れられざるは既に幾多の先例あり、況んや軽浮なる巧利思想の横流する現代に於て容れられざるは倍々其清高絶大の偉人たるを証するをや。

しかし、児島は、板垣を崇拝する土佐派の民権家の一人であったとはいえ、他面において立志社の系列とはことなる急進的過激派に属する活動家でもあった。高知県下における民権家の大多数が、自由党解党後においてもなお、板垣をはじめとする立志社幹部の統制下にあり、比較的穏健な活動をおこなっていたのに対して、児島が、自由党解党前後の頃より、種々の陰謀をくわだてたことについては、のちに詳しく述べるとおりである。高知県下の自由党の過激派についての、児島自身の回想は、つぎのとおりである。(2)

私共数名の者は、恰も維新前、国を脱して広く他国の同志と共に、尊王討幕の計画に従事した人々の如く、先輩諸君の節制の外に在りまして、多く他県人と共に、自由勝手に種々様々の、冒険運動に従事したもので有りま

す。中には前申しました速見市次郎君と、矢張本県人の吉松寿太郎、佐野儀一抔申ます(ママ)当年の青年志士は、急激派中の急激派で有りましたが、其の識見と云ひ胆力と云ひ、実に群を抜いて居りまして、常に関東々北の青年志士との連絡を謀って居りました。

自由党解党問題が表面化しつつあった頃から児島稔がもっとも力をそそいだのは、朝鮮改革運動である。当時、彼は、高松有志の招聘に応じて高松文武研究所主幹となり、[3]「爾来壮年子弟を教育すると同時に政治歴史書の講演を為し、徐々に時勢を観望」[4]していたのであるが、十六年から十七年にかけて、彼は、一転して、後藤象二郎の朝鮮独立党に対する援助計画に加わったのである。後藤象二郎は、朝鮮独立党支援のため、日本に亡命中の金玉均および朴泳孝に対し、百万円の資金と兵力の朝鮮派兵を約束しており、この約束の実行のため、兵力援助については、自由党有一館監事の磯山清兵衛、岡山自由党の大井憲太郎が全国の壮士を募集することになり、また、その資金募集については、児島稔、森脇直樹がこれを担当することになったのである。[5]この計画に、児島稔が参加した事情について、明治四十二年、東京日日新聞に連載された「後藤象二郎・雄図＝秘聞」は、つぎのごとく述べている。[6]

隣邦回天の大業を只一言に快諾したる伯は、直に其画策に取りかかりぬ、さなきだに当時金融逼迫の際とて、百万円の資金は愚か十四・五万円以上は殆ど何の目算あることなし、止むを得ず先づ地方の富豪にて従来自由党に関係ある大和の土倉、高松の鈴木、岩佐、久保、渡辺の諸氏を説て之が補助を得んとし自由党中理財の才ある安治川セメント会社支配人故森脇直樹氏を召喚し事情を明かして其金策を講じ、更に其方法として森脇をして高松の富豪等の設立せる文武研究所主幹大島更造（旧児島稔事）を訪はしめ、此の壮図を説て資金の調達を求めたり。かくして、森脇直樹をつうじて協力をもとめられ、これに応じた児島稔は、森脇とともに「富豪鈴木（伝五郎……筆

者注）初め二、三の人々を説いて[7]」、その資金調達を担当することになった。しかし、この資金調達計画は、予定どおりには、ことがはこばず、「三、四万円以上の調金は、到底之を企画すべくもあらず[8]」という状態であったため、それは、まもなく再検討されることになった。すなわち、児島と森脇は、このような事態を打開すべく上京し、二人は、後藤象二郎とともに、あらためて相談の結果、別の方法を採ることになったのである。この間の事情につき、前掲、「後藤象二郎・雄図＝秘聞」の記述は、つぎのとおりである。[9]

伯暫くして曰く、英雄事を為す必ず非常の決心あり、敢て策なきにあらずと。両人期せずして顔を見合せ其策を問ふ。伯答へて曰く、朝鮮国王の密書我手中に入るも近きにあり、今に於て金策なしとの故を以ていかでか之を辞するを得ん、宜しく我党大奮発大決心をなし、以て之が成効（功カ）を期せざる可からず、今策を為すもの只各其任務の分担にあり、君等以て如何となすと。蓋し非常の場合に処する非常の手段は、只此の窮策より外にあらざるなり、両人再び顔見合せて黙然たりしが、遂に其策を定め其の夜直に森脇は大阪に、大島は高松に帰り、各々其任務に着手するの機会をまつ。

これにより、後藤象二郎は、まず、上京した二人に対し、資金の調達には非常の決心が必要であることを説き、ついで、その実現のためには非常の手段を採らざるをえない旨を述べたこと、さらに、ここで非常の手段として「其策」を定めるにいたったことなどが、明らかとなる。しかし、「其策」が、具体的には一体何をさすのか、もっとも肝心な部分については、全く述べられていない。児島稔は、大正六年十一月、土佐史壇会で行われた講演会の席上、それが、紙幣偽造であったことを告白し、つぎのように述べている。[10]

……森脇君と共に相携て上京しまして、両人は主人公後藤君と倶に首を鳩めて協議致しましたが、何分にも名

案が無かったのであります。……扨後藤君の云はるゝに、今日金策なしと云って、外国々王の親書まで持って来る外客との確約に対して、今更止む訳には行かぬが、お互いに大決心を以て、寧そ一百万円の紙幣を製造しては如何かと云ひ出されました。後藤君は偽造とは云はれず、通常の事の如く平気にて製造と云はれました。……後藤君の御眼中には政府も法律も無かったのでありました。私は森脇君と顔を見合せ、一寸即答答も出来兼て居りましたが、森脇君は先づ口を開いて、早く出来るものならばヤリマセウと答へましたから、私も其れは余程慎重周到の注意を以てやらねば行きますまい、之れ亦相当の資金を要する事でありますからと申しましたら後藤君は、三四万円なれば夫れは俺が引受ると申され、又速成法の御委見（意カ）を述べられました。……而して愈よ之を実行することに決議致しまして、森脇君不取敢技師を物色するの任に当り、私は技師さえ出来たれば、直に其の製造監督の任に当り、傍ら渡韓せしむべき決死の志士の糾合にも尽す筈にて、一先づ高松の文武研究所に帰りました。

前掲、「後藤象二郎・雄図＝秘聞」の記事が、不自然なまでに紙幣偽造計画の一件を隠蔽しているのに対し、この児島の告白は、その真相をくわしく述べるものである。

しかし、この紙幣偽造計画は、ついに実行されないままに終了した。計画実行上、適当な技師をえることができなかったこと[11]と、百万円の資金調達計画そのものが、小林樟雄をつうじてフランス政府よりの四五〇万フランの借款を実現する方向に重点を移行しつつあったこと[12]が、その原因である。

十七年十二月四日、朝鮮独立党の金玉均と朴泳孝は、機が熟するのを待たず、兵を挙げた（甲申事変）。しかし事大党を支援する清国は、ただちにこの事変に介入したため、独立党の政権は、わずか二日間で崩壊し、これを支援した日本軍もまた、尽大な被害をこおむった。翌十八年一月三日の日韓条約、さらに四月十八日の天津条約の締結によっ

て、事態は、一応、収拾されたが、しかし、これが対内的にあたえた衝撃は、軽視できないものがあった。すなわち、前記朝鮮改革運動に参加した小林樟雄のほか、大井憲太郎、磯山清兵衛、新井章吾ら多数の民権家は、朝鮮独立党の支援のため、強行渡鮮を計画、多くの同志を集めるとともに、資金、武器、爆弾の材料を調達、一部は、長崎に集結するにいたったのである。十八年十一月、ことが発覚した大阪事件がこれである。

この大阪事件と児島稔の関係について、平尾道雄著「自由民権の系譜」は、[13]

小林樟雄や大井憲太郎は独立党援助のために強行渡海を計画し、資金の調達や兵器の製造、同志の募集に奔走した。解党後の自由党壮士のうちこれに応じて大阪に参集するものが多く、土佐派の大島更造（初め小島稔）が貨幣贋造に着手したのも軍資調達のための窮余の手段であった。

と述べている。「県政物語」[14]の記述も、ほぼ同様である。また、当時の警察当局が、児島を大阪事件に関係ありとみていたことも確実である。大阪事件の逮捕がはじまってから、わずか四日後の十一月二十七日、篠山警察署長警部中西五六郎から篠山警察署福住分署長警部池上徳隣宛に送付されたつぎの書簡が、そのことを示している。[15]

敬白、昨日ハ失礼、御用捨ヲ乞フ。小生儀本日午後第十時当地ニ到着、多聞通リ二丁目旅舎業弓場庄蔵方ニ（屋号ハ名塩屋ト云フ）止宿滞在、御承知被下度、陳ハ左ノモノ

高知県土佐国土佐郡築屋敷士族　小島稔

或ハ、

東京府神田区淡路町三番地　児島稔

トモ偽称ス。

一、三十三四年位、三十七八年位ト見ユ。顔小ニシテ長シ、色白シ、音声小ニシテ俗ニシャリ声、肉疲セタリ、目円クシテ鋭シ、左カ右ノ目ノ上ニ疵アリ、平素々服ヲ着ス。

此ノモノハ、昨年月日不詳、土佐国ノ片岡謙吉（健カ）ト共ニ御郡内ニ来リテ、法貴発ト深ク交リヲ結ヒタルモノ。右不軌ヲ謀リテ目下逃走、然ルニ御部内ニ潜伏スルノ聞込ミ有之。就テハ厳重ニ秘密ノ探偵ヲ遂ケラレ、見当リ次第直ニ逮捕。其旨特ニ急飛脚ヲ以テ小生ニ飛報有之度、必ラス秘密ニ厳重ノ探偵ヲ遂ケラレ、決シテ取逃サザル様、呉々モ願入リ申候。……

十一月廿七日　五六郎

池上殿

（小生ヘノ手紙ハ本署宛ノコト）

しかしながら、児島稔が大阪事件に直接関与した可能性は、きわめてうすいといわざるをえない。警察当局が、その疑いを持っていたことは、前掲書簡により明白であるが、しかし、結局、彼は、逮捕されるにはいたらず、百三十余名の逮捕者中に彼の名前をみい出すことができないばかりか、大阪事件を主たる研究対象にした諸文献にも、彼の名前は、全く登場しないからである。さらに、すでに紹介した大正六年十一月の講演会の席上において、児島稔自身が、[16]

十八年十一月より、十九年初春に渉りまして、此の事件の為めに日本全国に渉りて、拘留せられたる者百三十余人もありましたが、実際の関係者はマット多くありました様です。高知県下の人にて之れに関係せしものは、檄文起草者の山本憲君と、森脇直樹、浪越四郎の両君と、外に軍人であった片岡某君の四人のみで有りました。

と述べ、高知県下の大阪事件関係者が、山本憲、森脇直樹、浪越四郎、片岡某の「四人のみで有りました」と断言し

ていることも、彼がこの事件に関与した可能性を、一層、少なくさせている。このように、大阪事件と児島稔の関係については、それを否認する材料があまりにも多いのであり、私としては、その関係を肯定的にとらえる説には、同調しがたい。すなわち、平尾氏の説のごとく、児島稔が、大阪事件に直接関与したということもなければ、まして、この事件に協力のため「貨幣贋造に着手した」という事実もなかったというのが、ここでの私の主張である。

もっとも、児島稔みずからが、「凡人の私も之れ（前述の朝鮮改革運動の際の紙幣偽造計画をさす――筆者註）を学び、着手まで致しまして、中途断念した事が有ります」[17]と述べているごとく、先述の朝鮮改革運動の際の計画以外に、いま一つの紙幣偽造計画が実在したことは、疑いのないところである。ここでいう「中途断念」した計画を、平尾氏は、大阪事件に関連する計画と理解されたわけであるが、私は、この「中途断念」した計画こそ、明治二十三年七月に発覚した五円紙幣偽造計画であると思う。

これまで、その時期、内容など全く不明とされてきた[18]右の五円紙幣偽造事件ならびに関連事件の全容については、節をあらためて詳述することにしたい。

（1）前掲「無形伯」・一葉表―二葉裏。
（2）大島更造「故後藤伯の雄図」・土佐史壇・第二号・大正七年三月・二四頁。
（3）（4）「後藤象二郎・雄図＝秘聞㈢」・東京日日新聞・明治四十二年二月十四日付。
（5）前掲「伯爵後藤象二郎」・五四二頁。
（6）註3に同じ。
（7）前掲「故後藤伯の雄図」・土佐史壇・二一頁。

(8) 註3に同じ。
(9) 同前。
(10) 前掲「故後藤伯の雄図」・土佐史壇・二一頁―二二頁。
(11) 同前。
(12) 前掲「伯爵後藤象二郎」・五四四頁―五五〇頁。
(13) 前掲「自由民権の系譜」・八九頁。
(14) 朝日新聞社通信部「県政物語」・昭和三年・一一頁―一二頁。
(15) 兵庫県警察本部所蔵「福住分署文書」。
(16) 前掲「故後藤伯の雄図」・土佐史壇・三三頁。
(17) 同前。
(18) 例えば、外崎氏は、この事件について、「右の事件は事実だったに相違ない。しかし、後述の大島更造の行動をみると一〇年という長期にわたって姿を消したことがないから、おそらく入獄期間はそれ程長期とは思われないし、山岡が山林を売却して賠いをしたという口承資料や、『中途断念致した』という大島の談話をあわせ考えると、実刑を受けたかどうかについても疑問がある」(前掲、外崎論文・社会科学論集・一一七頁)と述べられるのみで、この事件の全容には、全くふれられていない。

五　紙幣偽造事件

明治二十一年五月八日、稔は、児島家から離別、大野家に復籍することになった。(1) しかし、その当時、大野家は、旧姓の「大伴」に復していた(明治十二年四月五日)ので、稔は、必然的に「大伴稔」を名乗ることになった。(2) 当時、大伴家は、稔の義兄禎作(明治十二年九月六日没)の次男、漠(直政)がその跡を継いでおり、(3) 同家は、稔の復籍を希望する立場にはなかった。むしろ、このとき、稔が復籍することは、大伴家にとって、迷惑な話であったというべきか

もしれない。稔は、二十三年三月十三日、大伴家から同居のまま分家、さらに同年十六日、その名前を「大伴直念」と改名した。[4] このことは、離別復籍後の稔が、そのままの状態で、大伴家の一員にとどまるわけにはいかなかった事情を裏書きするものといえる。

さて、稔が、政治体制の変革を達成するためには、「変則手段」によらざるをえないと考え、その資金調達の手段として、速見市次郎、松田為次郎らと紙幣の偽造を計画、紙幣偽造罪に問われたのは、この前後のことである。[5]

明治十九年十一月、平素より親密にしていた速見市次郎は、児島稔の止宿（大阪府東区大川町原平方）を訪問した。二人は、将来、充分な運動を行うためには、巨額の資金を要するにつき、非常手段をもって、紙幣を贋造することをここで協議したのである。[6] この計画の策定経緯について、児島稔は、明治二十四年十月十六日の公判廷において、つぎのように述べている。[7]

自分は、予て政事上に志望を抱き居たるを以て、此の目的を達するには、到底変則手段に依らざるを得ずと思ひ居たる折柄、予て懇意なる速見市次郎より偽造の相談を受けたるに付、心中之れを賛成したるも、実際其の技師となるべき松田為三郎（次カ）に面会して段々と印判彫刻等の事を質問したるに、松田は確かに出来るとも出来ぬとも答へず、兎に角遣て見る考へなりといひしに、稍之れを不安心に思ひたりしが、弥よ出来る事なれば、充分の資金を備へて成べく多額の偽造をなすこそ宜しけれとの話に、兎に角、同意したる迄なり。

右の陳述にもあるごとく、二人のこの計画に、印判彫刻の技師として加わったのは、銅版師の松田為次郎である。ついで、これに、資金提供者として、セメント販売業者の植田信一郎（公判のはじまる前に死亡）が加わり、[8] それは、いよいよ実行に移されることとなったのである。偽造すべき紙幣は、五円紙幣と定められ、大阪府東区平野町二丁目の

借家が、その偽造場所に定められた。[9]

しかし、この計画は、結局、失敗におわった。偽造紙幣が「肉色全ク真正紙幣ノ如クナラス」[10]、資金提供者の植田信一郎から督促をうけて、児島と速見の二人は、松田為次郎と口論、松田が逃げ去り、計画は、中止となったからである。[11]

事件発覚後、神戸又新日報に掲載された「紙幣偽造事件余聞」は、この間の模様をつぎのごとく報じている。[12]

大伴稔等が五円紙幣偽造をなしたるは、二十年中のことなりと前号に記せしが、今ま聞く処によれば、実際着手をなしたるは、十九年八月(ママ)にしてそれより一度は或家の土蔵を借りて、その内にて偽造に取り掛りそれより某方の家宅を借り、後又た他所に移り都合三ヶ所にて一ヶ年の工夫を費やし、漸やく二十年八月に至りて十六枚の五円紙幣を偽造し得たるも、何分肉色が真紙幣よりはスゴク見え如何にしても至極の出来といふ場合に至らざるより、直ちに発露せんことを恐れ行使せざりしなりといふ。

さて、右の五円紙幣偽造計画中止のあとをうけて、二十二年五月、今度は、山岡重尚、小野有親らを加え、京都において、一円紙幣の偽造が計画された。しかし、紙幣偽造は、発覚した場合の罪が重いことから、同年九月、計画は、山陽鉄道会社の株券偽造に急拠変更となり、翌二十三年三月までに、同社の五百円株一、〇〇〇、二百五十円株一、〇〇〇が偽造された。そして二十三年四月から六月までの間に右の偽造株券を第二十二国立銀行大阪支店などへ抵当に入れ、総額二万九千七百三十円をだまし取り、ついにその計画は、実行・行使におよんだのである。なお、児島稔は、右の一連の計画中、山陽鉄道株偽造計画については、直接関与することがなかった模様である。[13]

しかして、児島稔らによる紙幣贋造事件が発覚した端緒は、二十三年七月二十五日、右記の山陽鉄道株偽造行使事

件が露見したことからであった。すなわち、この日、村野山陽鉄道株式会社副社長から告発をうけた神戸警察署は、八月八日までの間に、山岡重尚、山本主一郎、傍士太治平、山野昌雄、寺島発男、小野有親など、合計十七名の容疑者を逮捕[14]、その迅問の過程で、はからずも、紙幣贋造事件の存在をつきとめたのである。そのことを伝える神戸又新日報の記事は、つぎのとおりである[15]。

昨今チラホラ耳にする処によれば、神戸警察署の手にて取調中なる事件にして山陽株券偽造事件の外、他に尚ほ一大事件ありと……。去る九日神戸警察署の手にて拘引となりたる大阪市北区壺屋町湯川左平方寄留大伴直念といふものの嫌疑事件は、多分右或る事件に関してなるべし。何となれば同人は山陽株券偽造事件に関係なく、他の事件なりといふこと確なれどもその事件は今暫らく発表し難しとの事なればなり。

右の記事にもあるごとく、児島稔が神戸警察署に拘引されたのは八月九日のことであった。山陽鉄道株偽造事件の容疑者の逮捕は、前述のごとく、八月八日までの時点で、ほとんど終了していたのであるが、はからずも紙幣偽造事件が発覚したことにより、ここにあらためて、この事件の容疑者の逮捕がはじまったのである。神戸警察署による山陽鉄道株偽造事件、五円紙幣偽造事件、一円紙幣偽造事件の逮捕者総数は、詳かでないが、神戸地方裁判所の予審に付されることになったのは、このうちの三十二名である[16]。ちなみに、五円紙幣偽造事件の関係者は、大伴直念（児島稔）、速見市次郎、松田為次郎、植田兵次郎（信一郎の弟）の四名であった。なお、同地方裁判所の予審が終結したのは、翌二十四年三月の初旬というが[17]、正確な日付はわからない。

しかして、予審終結の結果、神戸地方裁判所の公判に付されることになったのは、右の三十二名中、予審終結前に未決監で死亡した五名[18]と予審で免訴となった八名[19]を除く十九名であった。

その氏名などは、つぎのとおりである。

前註

（1）住所・氏名・年齢・族籍は、公判初日の陳述（明治二十四年十月十六日・神戸又新日報）による。しかし、同陳述を伝える神戸又新日報（マイクロフィルム版）には大きな破損があるため、不明の箇所がいくつかある。

（2）大伴直念（児島稔）の族籍が「平民」となっているのは、明治十四年十二月十三日、東京裁判所で有罪判決を言い渡され（本誌・七〇頁・参照）、「士族」から「除族」となったことによるものである。

氏名・年齢	住所	族籍	氏名・年齢	住所	族籍
大伴直念 三十七年	高知県土佐国土佐郡小高坂村の内越前町二十二番地	平民	植田兵次郎（不明）	鳥取県伯耆国会見郡	平民
速見市次郎 二十九年	高知県土佐国吾川郡長浜村の内長浜村	士族	山岡重尚（不明）	高知県（以下不明）	士族
松田為次郎 二十八年	石川県加賀国金沢市桜畑五番丁一番地	士族	小野有親（不明）	兵庫県（以下不明）	平民
白水利兵衛 四十一年	大阪府大阪市西区靱中通り二丁目五十九番地	平民	浜田常吉 二十七年	大阪府大阪市西区靱中通り一丁目	平民
藤井半七 六十二年	兵庫県神戸市西宮内町	平民	片岡武助 三十九年	大阪府河内国茨田郡友呂木村大字木屋	平民
山本主一郎 三十九年	兵庫県播磨国印南郡大塩村六百八十五	平民	安部竹四郎 四十三年	大分県豊後国速見郡別府村百九十六番地	平民

寺島発男 二十七年	京都府丹後国加佐郡舞鶴町の内北田浜	士族	白水幸二郎 二十四年	北海道函館区大町三十五番地	平民
山野昌雄 四十年	兵庫県播磨国多可郡松井庄村の内福原村	平民	斉藤政二郎 二十三年	兵庫県姫路市西塩町	平民
小紫富吉 三十七年	兵庫県播磨国加東郡福田村の内東古瀬村	平民	坂本賢一郎（不明）	福井県（以下不明）	（不明）
傍士太治平 三十六年	大阪府大阪市西区靱中通り一丁目	平民			

神戸地方裁判所の公判は、はじめ五月上旬から開廷の予定であったというが、[20] 担当検事太田保太郎が辞職したこともあって、その開廷は、大幅に遅れた。[21] それがようやく開廷されたのは、十月十五日のことである。[22] 公判開始の直前、裁判の見通しを伝える神戸又新日報の報道は、つぎのとおりである。[23]

山陽鉄道会社の株券と日本銀行の五円紙幣偽造連帯被告事件の公判は、予記の通り弥よ明後十五日より当神戸地方裁判所に於て開廷の筈なるが此の事件被告人中には株券を偽造せしのみものあり、紙幣を偽造したるものあり、両偽造を兼ねたるものあり、互に相牽連し居れば便宜上、同時に呼び出し其に審問すべき事となり居る由。又た掛官の話に依れば本件の如き一寸目より見る時は余程錯雑し居るが如く思はるれど其の実格別込み入りたる所もなく先づ一通りの事件と見て可なり。去れど裁判宣告に至る迄は少くも十回以上の審問及び弁論を為さゞれば尽きまじとの事なり。

公判は、右の新聞予測のとおり、山陽鉄道株偽造事件、五円紙幣偽造事件、一円紙幣偽造事件は、相互に関連する

という理由から、併合審理で行われ、十一月十三日までの約一カ月間、合計十七回開かれた。[24] 裁判長は、南条持一、陪席裁判官は、武西孝次郎、玉置慶次郎、立会検察官は、樺島鎮八、書記官は、北風貞継であった。[25]

十一月三十日、判決の言い渡しが行われた。[26] それは、検察側の主張をほぼ全面的にみとめたものであり、藤井、寺島、安部、阪本（以上、無罪）、斉藤（免訴）の五名を除いた十四名に対し有罪を宣告するものであった。

しかして、その判決は、つぎのごときものであった。

前註

判決原本は戦災で焼失し神戸地方検察庁には所蔵されていない。したがって量刑等は、当時の新聞報道（明治二十四年十二月一日、二日・神戸又新日報）によった。

事項／氏名	事件名	求刑 適用条文	求刑 量刑	判決 適用条文	判決 量刑
速見市次郎	五円紙幣偽造事件	182 186Ⅰ後 2等減	重懲役	182 186Ⅰ後 2等減	重懲役十年 （数罪俱発）
	一円紙幣偽造事件	182 186Ⅱ 3等減	軽懲役	182 186Ⅱ 3等減	
	山陽株偽造事件	208Ⅰ 210Ⅰ 212 390 394	重禁錮	208 212	
		100		100	

大伴　直念	五円紙幣偽造事件	182 186Ⅰ後 2等減	100	重 懲 役	182 186Ⅱ 3等減 109 1等減	100	重懲役十年（数罪俱発）
	一円紙幣偽造事件	182 186Ⅱ 3等減 109 1等減		重 禁 錮	182 186Ⅰ後 2等減		
松田為次郎	五円紙幣偽造事件	182 186Ⅰ後 2等減	100	重 懲 役	182 186Ⅰ後 2等減	100	重懲役十年（数罪俱発）
	一円紙幣偽造事件	182 186Ⅱ 3等減		軽 懲 役	182 186Ⅱ 3等減		
	山陽株偽造事件	208Ⅰ 210Ⅰ 212 390 394		重 禁 錮	208 212		
植田兵次郎	五円紙幣偽造事件	182 186Ⅰ後 2等減		重 懲 役	182 186Ⅰ後 2等減		重懲役九年
山岡　重尚	一円紙幣偽造事件	182 186Ⅱ 3等減	100	軽 懲 役	182 186Ⅱ 3等減	100	軽懲役七年（数罪俱発）
	山陽株偽造事件	208Ⅰ 210Ⅰ 212 390 394		重 禁 錮	208 212		

小野有親	一円紙幣偽造事件	182 186Ⅱ 3等減		軽懲役	182 186Ⅱ 3等減	軽懲役七年
	山陽株偽造事件		100	無罪		
白水利兵衛	一円紙幣偽造事件	182 186Ⅱ 3等減		軽懲役	182 186Ⅱ 3等減	軽懲役七年（数罪俱発）
	山陽株偽造事件	390 394	100	重禁錮	390 394	
藤井半七	一円紙幣偽造事件			無罪		無罪
山本主一郎	山陽株偽造事件	208Ⅰ 210Ⅰ 212 390 394		重禁錮	208 212	重禁錮四年、罰金四十円、監視一年
寺島発男	山陽株偽造事件	208 210Ⅰ 109 212		軽禁錮		無罪
山野昌雄	山陽株偽造事件	208 210ⅠⅡ 212 109		重禁錮	208 212	重禁錮四年、罰金四十円、監視一年

小紫　富吉	山陽株偽造事件	208 I 210 I 212 390 394		重禁錮	208 212		重禁錮四年、罰金四十円、監視一年
傍士太治平	山陽株偽造事件	210 I 212 390 394		重禁錮	390 394		重禁錮三年、罰金三十円、監視一年
浜田　常吉	山陽株偽造事件	210 I 212 390 394		重禁錮	390 394		重禁錮三年、罰金三十円、監視一年
片岡　武助	山陽株偽造事件	210 I 212 390 394		重禁錮	390 394		重禁錮三年、罰金三十円、監視一年
安部竹四郎	山陽株偽造事件	390 392		重禁錮			無罪
白水幸二郎	山陽株偽造事件	390 394 392		重禁錮	390 394 392		重禁錮一年、罰金十円、監視六月
斉藤政二郎	山陽株偽造事件	152		軽禁錮	152 153		免訴
坂本賢一郎	山陽株偽造事件	390 392		重禁錮			無罪

この判決に不服で、大阪控訴院に控訴したのは、児島（大伴）、速見、松田の三被告である。しかし、大阪控訴院

は、児島の紙幣偽造予備幇助（一円紙幣偽造事件）については、無罪の判決を下したものの、紙幣偽造予備（五円紙幣偽造事件）については、一審どおりの判決で、量刑は、全く同一であった。[27] また、他の二被告の量刑も一審どおりであったため、[28] 三被告は、さらに大審院に上告した。これに対し、大審院は、原判決を破棄、この事件を名古屋控訴院へ移送した。[29]

名古屋控訴院において、この事件を審理したのは、裁判長土師経典以下、村地正治、小川願吉、大野重太郎、田中秀夫の五名の判事であった。立会検察官は、香坂駒太郎、書記官は、津田重太郎であった。[30]

二十七年三月二日、判決が言い渡された。[31] 判決は、[32] まず、第一の五円紙幣偽造事件（児島・速見・松田）、第二の一円紙幣偽造事件（速見・松田）について、いずれも被告達の行為を「偽造ノ機械ヲ予備シテ未タ着手セサル者」（第一八六条Ⅱ）と認定し、無期徒刑より「各三等ヲ減」（同前）じて軽懲役とした上、第八九条、第九〇条、第六九条で酌量減刑、一等を減じ、二年以上五年以下の重禁錮に処し、さらに第一九一条を適用し、「六月以上二年以下ノ監視ニ付ス」と言い渡すものであった。無期徒刑よりつごう四等を減じたこの判決は、「貨幣の偽造未タ成ラサル者」（第一八六条Ⅰ後段）と認定し、無期徒刑よりわずか「二等ヲ減」じたにすぎない第一審判決と比較して、被告側にとってきわめて有利なものだったといえる。ついで、判決は、第三の山陽鉄道株偽造事件（速見・松田）につき、被告達の行為を「他人ノ私印ヲ偽造シテ盗用シタル者」（第二〇八条Ⅰ）、「売買貸借遺交換其他権利義務ニ関スル証書ヲ偽造シ又ハ増減交換シテ行使シタル者」（第二一〇条Ⅰ）、人ヲ欺罔シ又ハ恐喝シテ財物若クハ証書類ヲ騙取シタル者」（第三九〇条）と認定したが、他方、これについては、数罪俱発の規定、すなわち、「一ノ重キニ従テ処断ス」（第一〇〇条）との規定を適用し、速見、松田の行為は、もっぱら前述の偽造機械予備（第一八六条Ⅱ）をもって論ずるものとされた。この判決

で言い渡された三被告の量刑は、つぎのとおりである。

○大伴直念（児島稔）　重禁錮四年六月、監視一年
○速見市次郎　重禁錮五年、監視一年
○松田為次郎　重禁錮五年、監視一年

かくして、五円紙幣偽造事件、一円紙幣偽造事件、山陽鉄道株偽造事件の裁判は、ようやくここにその全てを終了した。二十三年七月に事件が発覚して以来、三年七カ月目のことであった。

なお、刑期から計算すると、児島は、三十一年九月二日、速見・松田の両名は、三十二年三月二日に、それぞれ出獄する筈であったが、このうち速見は、出獄する前（二十九年六月十三日）に、兵庫県篠山監獄署で死亡した。[33] また、児島と松田は、三十年一月三十一日、英照皇太后の死去にともなう大赦令（勅令第七号）により、「刑期四分ノ一ヲ減」（第一条）じられ、実際には、児島が三十年七月二日に、松田が三十年十二月二日に、それぞれ出獄した筈である。

明治二十三年の逮捕以来、七年ぶりに児島稔がみる世上の変貌は、今日我々が想像する以上に、彼に時代の推移を感じさせるものであったであろう。彼のかつての同僚、友人達が国会議員として議政壇上に華々しく活躍していたことは、彼にとって、何よりも感慨深かったに相違ない。

民権運動華やかな時代とは打って変わった環境に自分がいることを悟った彼は、出獄直後の八月二十五日、これまでの民権家としての声望を払いのけるかのように、「廃家」を願い出て、大伴家（本家）に復籍した。ついで、十九日後の九月十三日、生まれ故郷の吾川郡名野川村森山の絶家大島氏を再興、彼は「大島直念」を名乗り、さらに同月二十二日には、「大島更造」と改名している。[34]

彼がはじめて結婚したのは、この年の暮の十二月十六日[35]である。ときに児島稔（大島更造）、かぞえ年四十三歳であった。相手は、和歌山市南汀丁士族湯川佐平の長女で、その名を留以といった。留以は、文久元年八月八日生まれで、このとき、かぞえ年三十七歳であった。

しかし、二人の結婚生活は、わずか六年半余りしか続いていない。彼の妻留以の戸籍欄[36]に、

明治参拾七年八月六日協議ニ因ル離婚実家復籍届出

とあることが、そのことを示している。

二人の間には子供がなかったから、児島稔は、この協議離婚によって、再度、孤独な生活に戻ることになった。ちなみに、児島稔がその後、再婚した形跡はみとめられない。[37]

(1)(2) 前掲「築屋敷壬申戸籍」。
(3) 前掲「除籍簿」。
(4) 前掲「築屋敷壬申戸籍」。
(5) 「土陽新聞」（大正五年十月八日、十日付）には、この紙幣偽造事件を覆面郎の仮名で回想する記事が掲載されたことがある。事件発覚から二十六年余りを経て書かれたこの記事には、この紙幣偽造事件に無関係の竹内綱、林有造、後藤象二郎を関係者としていること、偽造計画の場所を北浜大川町の北川旅館としていることなど、いくつかの事実誤認が含まれているとはいえ、この事件の概要を伝える貴重な資料といえる。しかし、この覆面郎の記事に最初に注目された平尾氏が、これを「大阪事件のかげにあって国事犯の資金調達に奔走したり、贋造紙幣製造を計画した顛末を述べ」（前掲「無形板垣退助」・二二六頁、傍点筆者）たものと誤解されたことは、寔に遺憾である。
(6) 「名古屋控訴院判決書原本」（名古屋高等検察庁保管）。

(7) 「紙幣と山陽株偽造事件公判傍聴略記」・神戸又新日報・明治二十四年十月十七日付。
(8) 同前。なお、資金提供者植田信一郎を計画に誘いこんだのは、児島稔であり、銅版彫刻師松田為次郎を誘いこんだのは、速見市次郎であった（大阪朝日新聞・明治二十四年十月十七日付）。
(9) 同前。
(10)(11) 前掲「名古屋控訴院判決書原本」。
(12) 「神戸又新日報」明治二十三年八月十九日付。
(13) 前掲「名古屋控訴院判決書原本」。
(14) 「大阪朝日新聞」明治二十三年八月十日付。
(15) 「神戸又新日報」明治二十三年八月十三日付。
(16) 「神戸又新日報」明治二十四年二月二十一日付。
(17) 例えば、当時の神戸又新日報は、「両偽造事件の予審終結」の見出しで、「遅くも今明日中には孰れも終結すべしとのことにて其の公判に付せらるるの期は多分五月上旬頃なるべしと云ふ」（明治二十四年三月六日付）との観測記事を掲げている。
(18) 未決監で死亡したのは、田中仁之作、村田孫兵衛、植田信一郎、梶原重次郎、吉井半次郎の五名である（神戸又新日報・明治二十四年六月四日付）。
(19) この八名の氏名は詳かでない。
(20) 「神戸又新日報」明治二十四年三月六日付。註16・参照。
(21) この間の事情につき、神戸又新日報は、「山陽株偽造事件に就ては予ても記せし如く最初より此事件に関係し居たる太田検事が辞職するに至る上は多少時日を遷延すべしといふ者ありしが、今度同検事は辞職聞届済となりしに付、聞く所に依れば樺島検事が之れに代りて関係せる由。然るに同検事は目下謀殺犯として名ある岸朝治の被告事件に関係し居るが上に一件書類を一通り目を通すを要する等旁々延引するとの事にて公判開廷は何れ来月の事となるならんといふ」（明治二十四年八月十六日付）と伝えている。これによると後任の樺島検事が別の事件をかかえていたことが、公判開始を一層遅延させる原因であったことがわかる。

(22) 「神戸又新日報」明治二十四年十月十六日付。
(23) 「神戸又新日報」明治二十四年十月十三日付。
(24) 前掲「公判傍聴略記」(神戸又新日報・明治二十四年十月十六日—十一月十五日付)によれば、公判が開かれたのは、十月十五日、十六日、十九日、二十日、二十一日、二十六日、二十七日、二十八日、十一月二日、四日、五日、六日、九日、十日、十二日、十三日の十七回である。
(25) 「神戸又新日報」明治二十四年十月十六日付。
(26) 「神戸又新日報」明治二十四年十二月一日付。
(27)—(32) 前掲「名古屋控訴院判決書原本」。
(33) 「長浜村除籍簿」、「犯罪人名簿」(高知地方検察庁保管)。なお、速見の獄中死については、寺石正路「燈下与児談」七・県民クラブ・第九巻第一一号・昭和三十四年十一月・三六頁—三七頁、杜山居士「速見市次郎氏の詩」・土佐史壇・第一九号・昭和二年・五七頁—五九頁、中島及「暗殺の記録」・昭和四十年・三三頁にもその記載がある。しかし、速見の死亡年月日、彼がひき起した事件名については、全くふれられていないか、ふれられているとしても、誤りである。例えば、中島氏は、「察するに速水(見カ)は吉松との共謀による爆弾事件が発覚するや、吉松を救うために罪を一身に引被って、遂に獄死したのではあるまいか」(前掲書・三四頁)と述べ、明治十八年・日比谷爆裂弾事件と混同されている。
(34)—(37) 前掲「小高坂村戸籍簿」。

六 むすび

大正十年九月十七日午前二時三十分、児島稔は、高知市小高坂村の自宅において病没した。享年六十七歳(かぞえ年)。身よりの少ない彼の死亡届を村役場に提出したのは、彼の甥にあたる大伴直政であった。(1)

児島の訃報を聞いた群馬の民権家宮部襄は、和田三郎に対し、つぎのような書簡を寄せている。(2)

扨、児島君永眠御報、真に晴天の霹靂も不啻痛恨洪嘆、此事に御座候。今春御紹介にて久々之邂逅之折柄、老生も無拠所用之為、匆卒相分れ候も、何となく心残に不堪候儘、翌日再游を要め遣候処、其時は既に下坂の報到来、遺憾に不勝。更に飛書再上の速かならむ事を誘候処、大患後茲暫く猶予せよとの回書、（中略）這次訃報にて呆然自失仕候。人生の果敢なき今更大悟致候。老生杯は、追悼なんど致す資格は無之候へ共、肉といふ奴の纏る限りは、矢張り涕も出で申候。

この年の春、東京で、児島と久しぶりに再会したばかりの宮部が書いたこの私信には、かつての同志を突然うしなった衝撃と、その死を心から哀しむ友情がにじみでている。すでに老境に達していた宮部の切々たる心情が吐露されている右の書簡からも窺えるごとく、それは、あまりにもさびしい死であったといえる。しかし、彼の、唐突で孤独な死は、生涯、野にあった彼にとって、むしろ、ふさわしいものだったのかもしれない。

彼の民権家としての業績は、愛国社再興時代からのもっとも熱心な活動家として、その生涯を民権運動のために傾注したことにもとめられるであろう。南嶽社、嶽洋社、そして自由党の党員としての彼の活動、さらには、紙幣偽造事件に代表される彼の過激派としての行動の詳細については、すでに述べたとおりである。和田三郎氏は、児島稔を明治時代における代表的志士、謀叛家の一人にかぞえ、「大凡そ明治時代に自由民権の運動に参加した天下の志士で、児島稔の名を知りて之を推重しない者は無い」[3]とこれを評価しているが、もしも児島稔が、他の多くの民権家のごとく、時流に便乗し、官界あるいは政界へ転身していたとすれば、彼の晩年は、大きくかわっていたにちがいない。

しかし、彼は、明治三十年出獄してから以後、二度と実際政治上に登場しようとはしなかった。出獄後の彼の活動といえば、土陽新聞紙上に「土陽新聞小歴史」を連載したことのほか[4]、土佐史壇会における「故後藤伯の雄図」[5]な

らびに「板伯の尊王論」[6]と題する講演、「無形伯」の執筆等々[7]がみい出されるにすぎない。[8]

和田氏は、彼の晩年について、「志を当世に得ず、人一倍の力量才幹を持ちながら、遙か後進の栄進を冷眼に見つつ、轗軻不遇で一生を終った」[9]とこれを叙述している。まさに、児島稔は、世俗的意味における名声や栄光とは、全く無縁のまま、「轗軻不遇」の生涯を送った孤高の自由民権運動家であった。

(1) 前掲「小高坂村戸籍簿」。

(2) 前掲「大江天也翁と児島如洋翁」(上)・日本及日本人・九〇頁。

(3) 同前。

(4) 「土陽新聞小歴史」は、明治三十二年七月十九日より同年十二月まで連載された(前掲「自由民権運動史」・凡例)。外崎氏は、この連載記事の筆者が、児島稔であることの論拠として、㈠「KO生」の署名が大島更造のイニシャルに合致すること、㈡本人以外知りえない記述(井生村楼の演説、板垣辞爵事件、上街町会等の記述)があること、㈢児島の書いた「自由の鮮血」(筆者未見。しかし、外崎氏も「片岡健吉先生伝」からの引用であり、未見のようである)の記述と符合することなどを提示されている(同氏・前掲論文)。筆者もまた、この問題については、㈠彼の入獄期間中の出来事には、不自然なまでにふれられておらず、記述の空白と入獄期間がほぼ合致していること、㈡児島が書いた「無形伯」の記述と一致する箇所があること、等々の論拠をあらたに提出できる。もっともこれらの論拠は、いずれも直接証拠ではなく傍証にすぎないが、しかし、他に反証がない以上、「土陽新聞小歴史」の筆者を児島稔とみる外崎氏の説に従っておくことにしたい。

(5) この講演は、大正六年十一月二十四日に行われた(前掲「故後藤伯の雄図」・土佐史壇・三三頁)。

(6) この講演は、大正八年七月二十六日に行われた(大島更造「板伯の尊王論」・土佐史壇・大正九年七月・六六頁)。

(7) 同書が執筆された年は、同書中に「噫、無形、板垣退助先生逝けり」(一葉表)とあり、さらに、「先生が三十九年前に於て唱導したる世界的無上政法論は……」(一葉表―一葉裏)とあることにより、大正八年と推定できる。

（8）前掲「無形伯」の見返しには、「備考　大島ハ高知県小高坂ノ人元児島稔ト称シ自由党ニ属ス、政府顚覆資金贋造ヲ企テ処刑、赦免後氏名変更、一時竹内綱設立ノ工業学校（現高知県立）ニテ校長ノ実務ニ当ル（高知市、池田永馬氏書簡ニ依ル）」と記載されている。しかし、高知県立高知工業高校（明治四十五年開校、大正十二年私立より県立に移管）校長大畠正賢氏の御教示によれば、初代校長吉崎七次郎以下歴代校長、ならびに教職員中のいずれにも、彼の名前は見あたらないとのことである。したがって、彼が出獄後「校長ノ実務ニ当」ったとの説は、疑問としておく。

（9）註2に同じ。

追記　本稿を起草するにあたっては、手塚豊博士より、いつものごとく懇切丁寧なる御教示を賜った。博士は、折にふれて怠惰な私を激励されたばかりか、児島稔の戸籍謄本、名古屋控訴院判決書写などの貴重資料を御高示下さった。博士のこうした暖かい御教導がなかったならば、おそらくこの拙ない小論ですら、できなかったに相違ない。また、本件資料の蒐集にあたっては、国立国会図書館憲政資料室、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫、国立公文書館、高知県立図書館、高知市民図書館、土佐史壇会などより種々御配慮を賜ったほか、兵庫県警察本部の草山巖氏、高知地方史家の吉田万作氏、高知県立高知工業高校長の大畠正賢氏、高知新聞社の北岡典子女史よりは、私の調査に際し、格段の御厚意と御協力を賜った。ここに記してこれらの方々の学恩と御厚意に対し、心からなる謝意を表したい。

（昭和五十六年六月二十日稿）